

神戸市公報

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神 戸 市 役 所

編集兼印 神 戸 市 長 刷発行人

発行日毎週火曜日

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始

(市道 美穂が丘1号線)[建設局道路管理課] 5350

				<i>y</i> E 11	н н	<u> </u>		一	н	
目	次		▽放置自軋	に声笙の塔	も土 ひァド	伊答				
н	<i>/</i> /		▽	ム牛守り狙			建設事務	記	5330	
条	例		 ▽生活保護	生汁なた ト				רועז	5550	
*	נילו		▽生育体的	受仏寺によ	、公区源/		□足 止局保護	≇ ⊞]	5332	
▽神戸市水道条例及び神戸市工	学田 水		 ▽生活保護	佐生生 ショ	- ス世史				JJJZ	
の一部を改正する条例	未用小坦木門		変更	対仏守によ	くの旧作		よい石が 止局保護		5332	
の一品を以正する条例 「水道局お客さ	ませービフ細〕	5248		#法学によ	- ス族海		4 1 1 54	术」	555 <u>2</u>	
▽神戸市ふれあいのまちづくり		0240	▽土伯木的	受仏寺によ	へつ が刊刊。		ヒ 止局保護	≇ ⊞]	5332	
	未めい 品で 局つなぐラボ]	5250	 ▽生活保護	佐法空1ヶ1	トム指定				0002	
▽神戸市手数料条例の一部を改	, ,	5250	変更	対なみにる	~ の1日化		上局保護		5333	
[建築住宅局建築指導		5251		産注筌に ト	トス指定				0000	
	局景観政策課	5268	廃止	\$14 Tro	∠.0.1H \C.		トライン トラ保護		5335	
▽神戸市国民健康保険条例の一	, 4,4,1,,4,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0200	// // // // // // // // // // // // //	甲者の指令	₹ (抽買I	LIPA I	11/3////	L/NH	0000	
,	保年金医療課	5307	↑ 111 VE 11 5	T-D 4>1BV			思光企画:	調]	5335	
水 内	W WENN	0001	 ▽指定管理	理者の指定	2.133.0 1	.,., .,			0000	
規	則		V 10 /C 0 -	T D -> 10 V				課]	5336	
775	7.7		 ▽電線共同	司溝を整備					0000	
▽神戸市消防危険物規則の一部	を改正する規			3 南 146 号			u/C (/22		
則 「消防局予防部		5310	11724				首路工務	課]	5336	
▽神戸市会計規則の一部を改正	する規則		▽令和3年	F第 2 回定						
[こども家庭	局家庭支援課]	5313	3 年度神	申戸市各会	計補正	予算				
▽神戸市国民健康保険条例及び	神戸市後期高					[行財政	汝局財務	課]	5337	
齢者医療に関する条例の一部	を改正する条		▽令和3年	F第2回定	医例市会	で議決る	された令	和		
例附則第2項に規定する規則	で定める日を		3年度神	申戸市一般	2会計補	正予算				
定める規則の一部を改正する	規則					[行財政		課]	5343	
[福祉局国	保年金医療課]	5314	▽障害者の	り日常生活	5及び社	会生活る	を総合的	に		
▽神戸市国民健康保険条例施行	規則の一部を		支援する	るための法	は律によ.	る指定隊	章害福祉	サ		
改正する規則 「福祉局国	保年金医療課]	5315	ービス事	事業者の指	章定 [7	福祉局盟	查指導	部]	5344	
▽神戸市契約規則の一部を改正			▽障害者の							
[行財政	局契約監理課]	5323		るための法						
41	_			事業者の廃					5346	
告	示		▽障害者の							
	LI HERE de			るための法						
▽認定特定非営利活動法人の有			援事業者				监查指導		5347	
(特定非営利活動法人 Future		=000	▽児童福祉						50.45	
	局つなぐラボ] スズ火き変更	5328	者の廃」	_	_		監査指導		5347	
▽景観法による景観計画の変更		E220	▽道路法に						E240	
に係る図書の縦覧 [都市 ▽地縁による団体の認可(東二	局景観政策課] 即上中公会)	5328		申出東2号					5348	
	即エ日 <i>佰会)</i> 局つなぐラボ]	5329	▽道路法に (声道 対	-よる理Ĕ 出村第 1		友 史汉(が併用用	ソロ		
▽道路法による道路の区域変更		<i>0040</i>	에 보내가	r山竹⁄7 1		建設昌道	首路管理	鋰〕	5349	
	局道路管理課]	5330	 ▽道路法に	こよろ道路					0040	
▽都市計画法による都市計画の		5550	業神出地				る物 正 iii 首路管理		5350	
The state of the s	· · · · / · · · ·		/151111170		L/		H :-	12.12.4		

際港都建設計画道路) [都市局都市計画課] 5330

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始						
(市道 二郎 2 号線) [建設局道路管理課]	5351	기	K	道	局	
▽道路法による道路の区域決定及び供用開始						
(市道 上小名田 32 号線外)		▽神戸市水道局公	、印規程			
[建設局道路管理課]	5351	規程			[局経営企画課]	5374
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始		▽神戸市水道条例				
(県道 神戸三田線他) [建設局道路管理課]	5353				まサービス課	5379
/\ 		▽神戸市水道局特			がカード販売	
公告		規程の一部を改				=000
					まサービス課]	5382
▽一般競争入札による市有地売却(西区櫨谷	E 0 E 4	▽水道局職員被服 	資 子			E00E
町) [都市局新都市管理課]	5354		. ⇒I. 1 -⊟ 4r		[局経営企画課]	5385
▽農用地利用集積計画の決定(一般)	F2F7	▽神戸市水道局会 ###	計規档			F200
[農業委員会事務局]	5357	規程 		L/小坦	[局経営企画課]	5388
▽農用地利用集積計画の決定(解除条件付) [農業委員会事務局]	5362	<u></u>	፟፟፟ጟ	通	局	
□辰未安貞云事份向」 ▽一般競争入札による契約の締結(障害支援	5502	,		乪	/PJ	
区分認定業務一式)[福祉局障害者支援課]	5365	 ▽神戸市乗合自動	h 甫 の 垂	事机全	. 生に思する冬	
▽建築基準法による建築協定の認可及び建築	5505	・ 例施行規程等の				
協定書の縦覧(秋葉台地区建築協定)			у дре		局経営企画課 同経営企画課	5399
[建築住宅局建築指導部建築安全課]	5367	 ▽自動車事業及び	高速網			0000
▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	0001	の徴収事務を含				
「経済観光局農政計画課」	5368		0 7(4)		· i局営業推進課]	5407
▽神戸農業振興地域整備計画の変更						
[経済観光局農政計画課]	5368	孝	女 育	委	員 会	
▽建築基準法による建築協定の認可及び建築						
協定書の縦覧(桜の杜IV建築協定)		▽神戸市教育委員	会公用	自動車	で管理規程の一	
[建築住宅局建築指導部建築安全課]	5369	部を改正する訓	令			
▽都市計画法による都市計画の変更に伴う図			[教育	香員会	事務局総務課]	5408
書の縦覧(神戸国際港都建設計画道路)						
[都市局都市計画課]	5369	译	選挙 管	寶理 委	員会	
▽都市公園の設置(森南町1丁目東広場・森						
南町1丁目西広場・森南町2丁目広場・森		▽市選管委員長選	怪告示	÷		
南町 3 丁目広場・本山中町 1 丁目広場)			[選	選挙管理	!委員会事務局]	5416
[建設局公園部管理課]	5370	_	•	_	4.1	
▽都市公園の設置(永手町5丁目広場・稗原		7		の	他	
町1丁目広場・稗原町2丁目広場・六甲町	5050			1. dede 6a →	11) = 1 × +n //.	
1丁目北口広場) [建設局公園部管理課]	5370	▽総合評価落札方				
▽開発行為に関する工事の完了(垂水区歌敷	F270	の締結(令和4	4.5.	6年度	月料追路維持	
山4丁目) 「都市局指導課」	5370	管理業務)	: `'关 [夕 /.'	\ }	(人面切纷发细)	5416
▽神戸ファッション美術館の臨時休館 「経済観光局ファッション産業課】	5371	[1] [1]	1 担始な	个上部分	[企画部総務課]	5416
▽大規模小売店舗立地法による意見書の提出	5571					
及び縦覧((仮称)クロスモール須磨)						
[経済観光局経済政策課]	5371					
▽開発行為に関する工事の完了(西区平野町)	0011					
「都市局指導課」	5372					
EHILLI JAH MIN	. –					
消防局						
▽消防法による防火対象物に対する措置命令						
[消防局予防部查察課]	5373					

条 例

神戸市水道条例及び神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第22号

神戸市水道条例及び神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例 (水道条例の一部改正)

第1条 神戸市水道条例 (昭和39年3月条例第46号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	(料金の徴収方法)
第18条 削除	第18条 料金は、納入通知書により徴
	<u>収する。</u>
	2 使用者は、料金を口座振替の方法
	により納付することができる。
	3 使用者は、地方自治法(昭和22年法
	律第67号) 第231条の2第6項の規定
	により指定代理納付者に料金を納付
	<u>させることができる。</u>

(工業用水道条例の一部改正)

第2条 神戸市工業用水道条例 (昭和39年3月条例第93号) の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	(料金等の徴収方法)
第21条 削除	第21条 料金及びメーター使用料は、
	納入通知書により徴収する。
	2 使用者は、料金及びメーター使用
	料を口座振替の方法により納入する
	<u>ことができる。</u>

附則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月23日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第23号

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例

神戸市ふれあいのまちづくり条例(平成2年3月条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表 (第4条関係)			別表 (第4条関係)				
	名称位置[略][略]神戸市立荒田神戸市兵庫区荒田地域福祉セン町4丁目17番6号ター				名称	位置	
			[略] [断		[略]		
					神戸市立荒田	神戸市兵庫区荒田	
					地域福祉セン	町2丁目19番1号	
					ター		
[略] [略]				[略]	[略]		

附則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神戸市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年12月23日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第24号

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び 第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前				
(手数	(料)		(手券	数料)			
第 2 条	市長は、	次の各号に掲げる事	第2条	市長は、	次の各号に掲げる事		

- 第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。
 - $(1) \sim (132 \mathcal{O} 3)$ 「略]
 - (132の4) 長期優良住宅の普及の 促進に関する法律(平成20年法律 第87号。以下「長期優良住宅普及 促進法」という。)第5条第1項 から<u>第5項</u>までの規定に基づく長 期優良住宅建築等計画(以下「長 期優良住宅建築等計画」とい
- 第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。
 - $(1) \sim (132003)$ 「略]
 - (132の4) 長期優良住宅の普及の 促進に関する法律(平成20年法律 第87号。以下「長期優良住宅普及 促進法」という。)第5条第1項 から<u>第3項</u>までの規定に基づく長 期優良住宅建築等計画(以下「長 期優良住宅建築等計画」とい

う。) (新築に係るものに限る。) の認定の申請に対する審査
ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81 号)第6条の2第3項又は第4項の規定により当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し (以下「確認書等」という。) が添付されていない場合

1件につき、認定の申請があ った住宅(以下「認定申請建築 物」という。)の当該申請に係 る床面積の合計が200平方メー トル以内のものにあっては5万 5,000円、200平方メートルを超 え500平方メートル以内のもの にあっては12万6,000円、500平 方メートルを超え1,000平方メ ートル以内のものにあっては20 万3,000円、1,000平方メートル を超え3,000平方メートル以内 のものにあっては41万1,000 円、3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの | にあっては72万円、5,000平方

う。)(新築に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査
ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が、長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面(以下「適合証」という。)が添付されていない場合

1件につき、認定の申請があった一戸建ての住宅又は認定の申請があった住戸(以下「認定申請住戸」という。)を含む共同住宅その他これに類するもの(以下「共同住宅等」という。)(以下「認定申請建築物」という。)の建築に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え1,000平方

メートルを超え1万平方メート ル以内のものにあっては122万 4,000円、1万平方メートルを 超え2万平方メートル以内のも のにあっては226万円、2万平 方メートルを超え3万平方メー トル以内のものにあっては321 万6,000円、3万平方メートル を超えるものにあっては396万 1,000円 ートル以内のものにあっては20 万3,000円、1,000平方メートル を超え3,000平方メートル以内 のものにあっては41万1,000 円、3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの にあっては72万円、5,000平方 メートルを超え1万平方メート ル以内のものにあっては122万 4,000円、1万平方メートルを 超え2万平方メートル以内のも のにあっては226万円、2万平 方メートルを超え3万平方メー トル以内のものにあっては321 万6,000円、3万平方メートル を超えるものにあっては396万 1,000円 (認定申請建築物が共 同住宅等である場合にあって は、これらの額を当該長期優良 住宅建築等計画に係る認定申請 住戸の数で除して得た額(その 額が、1万円未満である場合に おいて50円未満の端数金額があ るときはこれを切り捨て、50円 以上100円未満の端数金額があ るときはこれを切り上げた額と し、1万円以上である場合にお いて500円未満の端数金額があ イ <u>確認書等</u>が添付されている場 合

1件につき、認定申請建築物 の当該申請に係る床面積の合計 が200平方メートル以内のもの にあっては<u>1万1,100円</u>、200平 方メートルを超え500平方メー トル以内のものにあっては1万 9,000円、500平方メートルを超 | え1,000平方メートル以内のも のにあっては3万2,000円、 1,000平方メートルを超え3,000 平方メートル以内のものにあっ ては5万7,000円、3,000平方メ ートルを超え5,000平方メート ル以内のものにあっては8万 8,000円、5,000平方メートルを 超え1万平方メートル以内のも のにあっては13万7,000円、1 万平方メートルを超え2万平方 | メートル以内のものにあっては 22万3,000円、2万平方メート

るときはこれを切り捨て、500 円以上1,000円未満の端数金額 があるときはこれを切り上げた 額とする。以下この号から第 132号の7までにおいて同 じ。))

イ 適合証が添付されている場合 1件につき、認定申請建築物 の建築に係る床面積の合計が 200平方メートル以内のものに あっては<u>9,100円</u>、200平方メー トルを超え500平方メートル以 内のものにあっては<u>1万7,000</u> 円、500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの にあっては<u>3万円</u>、1,000平方 メートルを超え3,000平方メー トル以内のものにあっては5万 5,000円、3,000平方メートルを 超え5,000平方メートル以内の ものにあっては8万6,000円、 5,000平方メートルを超え1万 平方メートル以内のものにあっ ては13万5,000円、1万平方メ ートルを超え2万平方メートル 以内のものにあっては22万 1,000円、2万平方メートルを 超え3万平方メートル以内のも

ルを超え3万平方メートル以内 のものにあっては<u>26万7,000</u> 円、3万平方メートルを超える ものにあっては31万2,000円 のにあっては<u>26万5,000円</u>、3 万平方メートルを超えるものに あっては<u>31万円</u>(認定申請建築 物が共同住宅等である場合にあ っては、これらの額を当該長期 優良住宅建築等計画に係る認定 申請住戸の数で除して得た額)

> ウ 住宅の品質確保の促進等に関 する法律第5条第1項に規定す る住宅性能評価書(以下「住宅 性能評価書」という。)が添付 されている場合 1件につき、 認定申請建築物の建築に係る床 面積の合計が200平方メートル 以内のものにあっては2万円、 200平方メートルを超え500平方 メートル以内のものにあっては 6万3,000円、500平方メートル <u>を超え1,000平方メートル以内</u> のものにあっては10万2,000 円、1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のもの にあっては20万1,000円、3,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 5,000 平 方 メートル以内のものにあっては 33万1,000円、5,000平方メート ルを超え1万平方メートル以内 のものにあっては49万8,000

(132の4の2) 長期優良住宅建築等 計画(増築又は改築に係るものに 限る。) の認定の申請に対する審 査

ア <u>確認書等</u>が添付されていない場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては7万2,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては16万8,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあっては26万9,000円、1,000平方メートル以内を超え3,000平方メートル以内

円、1万平方メートルを超え2 万平方メートル以内のものにあっては90万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあっては121万2,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては148万円5,000円(認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

(132の4の2) 長期優良住宅建築等 計画(増築又は改築に係るものに 限る。) の認定の申請に対する審 査

ア <u>適合証</u>が添付されていない場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては7万2,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては16万8,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあっては26万9,000円、1,000平方メートル以内を超え3,000平方メートル以内

のものにあっては54万2,000 円、3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの にあっては95万5,000円、5,000 平方メートルを超え1万平方メ ートル以内のものにあっては 162万8,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル のものにあっては300万8,000 円、2万平方メートルを超え3 万平方メートル以内のものにあっては428万4,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては527万円

イ <u>確認書等</u>が添付されている場 合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては<u>1万</u>3,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては<u>2万3,000円</u>、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあっては<u>4</u>

のものにあっては54万2,000 円、3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの にあっては95万5,000円、5,000 平方メートルを超え1万平方メ ートル以内のものにあっては 162万8,000円、1万平方メート ルを超え2万平方メートル以内 のものにあっては300万8,000 円、2万平方メートルを超え3 万平方メートル以内のものにあ っては428万4,000円、3万平方 メートルを超えるものにあって は527万円 (認定申請建築物が 共同住宅等である場合にあって は、これらの額を当該長期優良 住宅建築等計画に係る住戸の数 <u>で除して得た額)</u>

イ <u>適合証</u>が添付されている場合 1件につき、認定の申請に係 る床面積の合計が200平方メー トル以内のものにあっては<u>1万</u> 1,000円、200平方メートルを超 え500平方メートル以内のもの にあっては<u>2万1,000円</u>、500平 方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあっては<u>3</u> 万8,000円、1,000平方メートル

万円、1,000平方メートルを超 え3,000平方メートル以内のも のにあっては6万9,000円、 3,000平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のものにあっ ては11万1,000円、5,000平方メ ートルを超え1万平方メートル 以内のものにあっては17万 5,000円、1万平方メートルを 超え2万平方メートル以内のも のにあっては28万7,000円、2 万平方メートルを超え3万平方 メートル以内のものにあっては 34万5,000円、3万平方メート ルを超えるものにあっては39万 5,000円

(132の5) 長期優良住宅普及促進法 第6条第2項(同法第8条第2項 において準用する場合を含む。) の規定に基づく申出に係る長期優 良住宅建築等計画に対する審査

1件につき、認定申請建築物のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万9,000

を超え3,000平方メートル以内 のものにあっては6万7,000 円、3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの にあっては10万9,000円、5,000 平方メートルを超え1万平方メ ートル以内のものにあっては17 万3,000円、1万平方メートル を超え2万平方メートル以内の ものにあっては28万5,000円、 2万平方メートルを超え3万平 方メートル以内のものにあって は34万3,000円、3万平方メー トルを超えるものにあっては39 万 3,000 円 (認定申請建築物が 共同住宅等である場合にあって は、これらの額を当該長期優良 住宅建築等計画に係る住戸の数 で除して得た額)

(132の5) 長期優良住宅普及促進法 第6条第2項(同法第8条第2項 において準用する場合を含む。) の規定に基づく申出に係る長期優 良住宅建築等計画に対する審査

1件につき、認定申請建築物の アからウまでに掲げる算定に基づ く床面積の合計が30平方メートル 以内のものにあっては1万9,000 円、30平方メートルを超え100平 方メートル以内のものにあっては 3万1,000円、100平方メートルを 超え200平方メートル以内のもの にあっては4万7,000円、200平方 メートルを超え500平方メートル 以内のものにあっては6万円、 500平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のものにあっては9 万円、1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のものに あっては12万円、2,000平方メー トルを超え1万平方メートル以内 のものにあっては28万円、1万平 方メートルを超え5万平方メート ル以内のものにあっては44万円、 5万平方メートルを超えるものに あっては80万円

(132の6) 長期優良住宅普及促進法 第8条第1項の規定に基づく長期 優良住宅建築等計画の変更(以下 この号及び次号において「第8条 第1項の計画変更」という。)

ア~ウ [略]

円、30平方メートルを超え100平 方メートル以内のものにあっては 3万1,000円、100平方メートルを 超え200平方メートル以内のもの にあっては4万7,000円、200平方 メートルを超え500平方メートル 以内のものにあっては6万円、 500平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のものにあっては9 万円、1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のものに あっては12万円、2,000平方メー トルを超え1万平方メートル以内 のものにあっては28万円、1万平 方メートルを超え5万平方メート ル以内のものにあっては44万円、 5万平方メートルを超えるものに あっては80万円 (認定申請建築物 が共同住宅等である場合にあって は、これらの額を当該長期優良住 宅建築等計画に係る認定申請住戸 の数で除して得た額)

ア~ウ 「略]

(132の6) 長期優良住宅普及促進法 第8条第1項の規定に基づく長期 優良住宅建築等計画の変更(以下 この号及び次号において「第8条 第1項の計画変更」という。) (新築に係るものに限る。)の認定の申請(同法第9条第1項の規定に基づくものを除く。次号において同じ。)に対する審査

ア 第8条第1項の計画変更に係 る<u>確認書等</u>が添付されていない 場合

1件につき、認定申請建築物 の第8条第1項の計画変更に係 る部分の床面積の合計の2分の 1が100平方メートル以内のも のにあっては4万円、100平方 メートルを超え200平方メート ル以内のものにあっては5万 5,000円、200平方メートルを超 え500平方メートル以内のもの にあっては12万6,000円、500平 方メートルを超え1,000平方メ ートル以内のものにあっては20 万3,000円、1,000平方メートル を超え3,000平方メートル以内 のものにあっては41万1,000 円、3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの にあっては72万円、5,000平方 メートルを超え1万平方メート ル以内のものにあっては122万 | 4,000円、1万平方メートルを

(新築に係るものに限る。)の認定の申請(同法第9条第1項の規定に基づくものを除く。次号において同じ。)に対する審査

ア 第8条第1項の計画変更に係 る<u>適合証</u>が添付されていない場 合

1件につき、認定申請建築物 の第8条第1項の計画変更に係 る部分の床面積の合計の2分の 1が100平方メートル以内のも のにあっては4万円、100平方 メートルを超え200平方メート ル以内のものにあっては5万 5,000円、200平方メートルを超 え500平方メートル以内のもの にあっては12万6,000円、500平 方メートルを超え1,000平方メ ートル以内のものにあっては20 万3,000円、1,000平方メートル を超え3,000平方メートル以内 のものにあっては41万1,000 円、3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの にあっては72万円、5,000平方 メートルを超え1万平方メート ル以内のものにあっては122万 4,000円、1万平方メートルを

超え2万平方メートル以内のものにあっては226万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあっては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては396万1,000円

イ 第8条第1項の計画変更に係 る<u>確認書等</u>が添付されている場 合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあっては5,300円、100平方メートルを超え200平方メートルと超え200平方メートルと超え500平方メートル以内のものにあっては1万7,000円、500平方メートルと超え1,000平方メートルと超え3,000平方メートルとあっては3万円、1,000平方メートルとあっては3万円、

超え2万平方メートル以内のものにあっては226万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあっては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては396万1,000円 (認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該第8条第1項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

イ 第8条第1項の計画変更に係 る適合証が添付されている場合 1件につき、認定申請建築物 の第8条第1項の計画変更に係 る部分の床面積の合計の2分の 1が100平方メートル以内のも のにあっては5,300円、100平方 メートルを超え200平方メート ル以内のものにあっては9,100 円、200平方メートルを超え500 平方メートル以内のものにあっ ては1万7,000円、500平方メー トルを超え1,000平方メートル 以内のものにあっては3万円、 1,000平方メートルを超え3,000 平方メートル以内のものにあっ ては5万5,000円、3,000平方メ

ては5万5,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートルと超え5,000平方メートル以内のものにあっては8万6,000円、5,000平方メートル以内のものにあっては13万5,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートルと超え3万平方メートルと超え3万平方メートルを超え3万平方メートルを超えるのにあっては31万円

ートルを超え5,000平方メート ル以内のものにあっては8万 6,000円、5,000平方メートルを 超え1万平方メートル以内のも のにあっては13万5,000円、1 万平方メートルを超え2万平方 メートル以内のものにあっては 22万1,000円、2万平方メート ルを超え3万平方メートル以内 のものにあっては26万5,000 円、3万平方メートルを超える ものにあっては31万円(認定申 請建築物が共同住宅等である場 合にあっては、これらの額を当 該第8条第1項の計画変更に係 る認定申請住戸の数で除して得 た額)

ウ 第8条第1項の計画変更に係 る住宅性能評価書が添付されて いる場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあっては1万3,000円、100平方メートル以内のものにあっては2万円、200平方メートルを超え

500平方メートル以内のものに あっては6万3,000円、500平方 メートルを超え1,000平方メー トル以内のものにあっては10万 2,000円、1,000平方メートルを 超え3,000平方メートル以内の ものにあっては20万1,000円、 3,000平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のものにあっ ては33万1,000円、5,000平方メ ートルを超え1万平方メートル 以内のものにあっては49万 8,000円、1万平方メートルを 超え2万平方メートル以内のも のにあっては90万円、2万平方 メートルを超え3万平方メート ル以内のものにあっては121万 2,000円、3万平方メートルを 超えるものにあっては148万円 5,000円 (認定申請建築物が共 同住宅等である場合にあって は、これらの額を当該第8条第 1項の計画変更に係る認定申請 住戸の数で除して得た額)

(132の6の2) 第8条第1項の計画変更(増築又は改築に係るものに限る。) の認定の申請に対する審査

(132の6の2) 第8条第1項の計画 変更(増築又は改築に係るものに 限る。) の認定の申請に対する審 査 ア 第8条第1項の計画変更に係 る<u>確認書等</u>が添付されていない 場合

1 件につき、認定申請建築物 の第8条第1項の計画変更に係 る部分の床面積の合計の2分の 1が100平方メートル以内のも のにあっては5万2,000円、100 平方メートルを超え200平方メ ートル以内のものにあっては7 万2,000円、200平方メートルを 超え500平方メートル以内のも のにあっては16万8,000円、500 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のものにあっては 26万9,000円、1,000平方メート ルを超え3,000平方メートル以 内のものにあっては54万2,000 円、3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの にあっては95万5,000円、5,000 平方メートルを超え1万平方メ ートル以内のものにあっては 162万8,000円、1万平方メート ルを超え2万平方メートル以内 のものにあっては300万8,000 円、2万平方メートルを超え3 万平方メートル以内のものにあ ア 第8条第1項の計画変更に係 る<u>適合証</u>が添付されていない場 合

1件につき、認定申請建築物 の第8条第1項の計画変更に係 る部分の床面積の合計の2分の 1が100平方メートル以内のも のにあっては5万2,000円、100 平方メートルを超え200平方メ ートル以内のものにあっては7 万2,000円、200平方メートルを 超え500平方メートル以内のも のにあっては16万8,000円、500 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のものにあっては 26万9,000円、1,000平方メート ルを超え3,000平方メートル以 内のものにあっては54万2,000 円、3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの にあっては95万5,000円、5,000 平方メートルを超え1万平方メ ートル以内のものにあっては 162万8,000円、1万平方メート ルを超え2万平方メートル以内 のものにあっては300万8,000 円、2万平方メートルを超え3 万平方メートル以内のものにあ

っては428万4,000円、3万平方 メートルを超えるものにあって は527万円

イ 第8条第1項の計画変更に係 る<u>確認書等</u>が添付されている場 合

1件につき、認定申請建築物 の第8条第1項の計画変更に係 る部分の床面積の合計の2分の 1が100平方メートル以内のも のにあっては6,000円、100平方 メートルを超え200平方メート ル以内のものにあっては1万 1,000円、200平方メートルを超 え500平方メートル以内のもの にあっては2万1,000円、500平 方メートルを超え1,000平方メ ートル以内のものにあっては3 万8,000円、1,000平方メートル を超え3,000平方メートル以内 のものにあっては6万7,000 円、3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの にあっては10万9,000円、5,000

っては428万4,000円、3万平方 メートルを超えるものにあって は527万円 (認定申請建築物が 共同住宅等である場合にあって は、これらの額を当該第8条第 1項の計画変更に係る認定申請 住戸の数で除して得た額)

イ 第8条第1項の計画変更に係 る適合証が添付されている場合 1件につき、認定申請建築物 の第8条第1項の計画変更に係 る部分の床面積の合計の2分の 1が100平方メートル以内のも のにあっては6,000円、100平方 メートルを超え200平方メート ル以内のものにあっては1万 1,000円、200平方メートルを超 え500平方メートル以内のもの にあっては2万1,000円、500平 方メートルを超え1,000平方メ ートル以内のものにあっては3 万8,000円、1,000平方メートル を超え3,000平方メートル以内 のものにあっては6万7,000 円、3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの にあっては10万9,000円、5,000

平方メートルを超え1万平方メ

平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては17万3,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあっては28万5,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあっては34万3,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては39万3,000円

(132の7) 長期優良住宅普及促進法 第9条第1項の規定に基づく譲受 人を決定したとき又は同条第3項 の規定に基づく管理者等が選任さ れたときの長期優良住宅建築等計 画の変更の認定の申請に対する審 査

1件につき 9,100円

ートル以内のものにあっては17 万3,000円、1万平方メートル を超え2万平方メートル以内の ものにあっては28万5,000円、 2万平方メートルを超え3万平 方メートル以内のものにあって は34万3,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては39 万3,000円 (認定申請建築物が 共同住宅等である場合にあって は、これらの額を当該第8条第 1項の計画変更に係る認定申請 住戸の数で除して得た額)

(132の7) 長期優良住宅普及促進法 第9条第1項の規定に基づく譲受 人を決定したときの長期優良住宅 建築等計画の変更<u>(以下この号に</u> おいて「第9条第1項の計画変 更」という。) の認定の申請に対 する審査

1件につき、認定申請建築物の 第9条第1項の計画変更に係る部 分の床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては9,100 円、200平方メートルを超え500平 方メートル以内のものにあっては 1万7,000円、500平方メートルを 超え1,000平方メートル以内のも

のにあっては3万円、1,000平方 メートルを超え3,000平方メート ル以内のものにあっては5万 5,000円、3,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以内のもの にあっては8万6,000円、5,000平 方メートルを超え1万平方メート ル以内のものにあっては13万 5,000円、1万平方メートルを超 え2万平方メートル以内のものに あっては22万1,000円、2万平方 メートルを超え3万平方メートル 以内のものにあっては26万5,000 円、3万平方メートルを超えるも のにあっては31万円 (認定申請建 築物が共同住宅等である場合にあ っては、これらの額を当該第9条 第1項の計画変更に係る認定申請 住戸の数で除して得た額)

 $(1320702) \sim (132019)$ 「略]

 (132の7の2)~(132の19) [略]
 (132の20) 長期優良住宅普及促進 法第18条第1項の規定に基づく住 宅の容積率に関する制限の適用除 外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(133)~(158) [略]

附則

 $(133) \sim (158)$ [略]

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

神戸市都市景観条例をここに公布する。

令和3年12月23日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第25号

神戸市都市景観条例

神戸市都市景観条例 (昭和53年10月条例第59号) の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則(第1条一第5条)

第2章 景観法に基づく景観計画 (第6条・第7条)

第3章 行為の届出等

第1節 景観法に基づく行為の届出等 (第8条一第15条)

第2節 景観デザイン協議 (第16条 - 第24条)

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木 (第25条一第30条)

第2節 神戸市指定景観資源(第31条一第36条)

第3節 保存活用計画の策定等 (第37条 - 第39条)

第5章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定

第1節 景観形成市民団体(第40条一第42条)

第2節 景観形成市民協定 (第43条·第44条)

第6章 助成等 (第45条 - 第49条)

第7章 神戸市都市景観審議会 (第50条·第51条)

第8章 雑則(第52条)

第9章 罰則(第53条-第55条)

附則

わたしたちのまち神戸は、美しい港、緑豊かな六甲山という恵まれた自然を背景に、海、坂、山の変化に富んだ、明るく開放的で、異国情緒豊かなまちを形づくっている。

わたしたち市民は、この神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、自らが住み、働き、憩うわたしたちのまちを、個性豊かで、快適なものにしたいと願ってやまない。

ここに、わたしたち市民は、ともに力を合わせて神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、つくることにより、この愛する郷土を、市民ひとりひとりにとって親しみと愛着と誇りのあるものとすることを決意し、市民の総意に基づき、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市景観の形成及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、もってわたしたちのまち神戸を市民ひとりひとりにとって親しみと愛着と誇りのあるものとすることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 都市景観の形成 神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくることをいう。
 - (2) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)及び建築物以外の工作物をいう。
 - (3) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
 - (4) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者及び市内に存する土地、建築物等又は広告物に関する権利を有する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(都市景観形成基本計画の策定)

第3条 市長は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観

形成基本計画(以下単に「都市景観形成基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、都市景観形成基本計画を策定しようとするときは、第7章に規定する神戸市都市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、この条例の目的を達成するため、都市景観の形成に資する施策を 総合的に実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見が十分に反映 されるよう努めなければならない。
- 3 市は、公共施設、公益施設等の整備改善の推進その他都市景観の整備に関する事業を、都市景観形成基本計画との整合を図り、積極的に実施するよう努めなければならない。
- 4 市は、市民等が都市景観の形成に寄与することができるよう都市景観に関する知識の普及を図る等必要な措置を講じなければならない。
- 5 市は、都市景観に関する調査、研究等を行うとともに、都市景観に関する資料の収集及び提供に努めなければならない。

(市民等の責務)

- 第5条 市民等は、自らが都市景観の形成の主体であることを認識し、相互に協力して都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 市民等は、市長その他の行政機関が実施する都市景観の形成に関する施策に 協力するよう努めなければならない。

第2章 景観法に基づく景観計画

(景観計画)

- 第6条 市長は、良好な都市景観の形成を図るため、法第8条第1項に規定する 景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。
- 2 景観計画は、都市景観形成基本計画に即して定めるものとする。
- 3 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域(以下「景観計画 区域」という。)のうち、特に重点的に都市景観の形成を図る地域及び地区を重

点地域及び重点地区(以下「重点地域等」という。)として定めるものとする。 (景観計画の策定の手続)

第7条 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見 を聴かなければならない。

第3章 行為の届出等

第1節 景観法に基づく行為の届出等

(届出書に添付する図書)

- 第8条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に 規定する条例で定める図書は、平面図その他の規則で定める図書とする。
- 2 景観法施行規則第1条第1項の届出書を電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により提出する場合において、前項の規定により届出書に添付して提出すべきこととされている図書については、電子情報処理組織を使用する方法により提出することができる。

(届出を要する行為)

- 第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、別表第1の左欄 に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為とする。
- 2 前項に規定する行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定 する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行わなければなら ない。
- 3 前項の届出書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合において、前項の規定により届出書に添付して提出すべきこととされている図書については、電子情報処理組織を使用する方法により提出することができる。
- 4 第1項に規定する行為に係る法第16条第1項の条例で定める事項は、行為を しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び 主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。
- 5 第1項に規定する行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又 は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が

同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(届出を要しない行為)

- 第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為 とする。
 - (1) 法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為のうち、別表第2の左欄 に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為
 - (2) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物の建築等(法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。)
 - (3) 法第16条第1項第3号に規定する行為
 - (4) 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月条例第50号)第46条第1項の規定による許可の申請、同条例第48条の規定による協議又は同条例第49条の規定による通知に係る行為(特定届出対象行為)
- 第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号 又は第2号の届出を要する行為とする。

(届出に対する通知)

第12条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(助言及び指導)

- 第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、良好な景観の形成のために必要と認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な措置をとることを助言し、又は指導することができる。
- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行う場合において、必要と認める ときは、学識経験のある者の意見を聴くことができる。

(勧告に係る手続)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定により勧告を行うときは、あらかじめ、

学識経験のある者の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、 当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(変更命令等の手続)

- 第15条 市長は、法第17条第1項の規定による処分を行うときは、あらかじめ、 学識経験のある者の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による処分を行ったときは、その 旨を公表することができる。

第2節 景観デザイン協議

(景観影響建築行為等の定義)

- 第16条 この節において「景観影響建築行為」とは、法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知が必要な行為のうち、別表第3の 左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為をいう。
- 2 この節において「景観影響建築行為予定者」とは、景観影響建築行為を行おうとする者をいう。
- 3 この節において「計画段階」とは、景観影響建築行為予定者が景観影響建築 行為の設計図書の作成に着手する前の段階をいう。
- 4 この節において「設計段階」とは、景観影響建築行為予定者が景観影響建築 行為の設計図書の作成に着手した日から規則で定める日までの段階をいう。

(景観デザイン協議)

- 第17条 景観影響建築行為予定者は、計画段階及び設計段階において、良好な景観の形成に関する事項について、市長と協議をしなければならない。ただし、 当該景観影響建築行為が良好な景観の形成に対して影響を及ぼすおそれがないと市長が認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の協議を行おうとする景観影響建築行為予定者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、設計段階において、前項の規定による申出があったときは、規則で 定めるところにより、その旨を公告するとともに、当該申出の内容を当該公告 の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

(設計段階における景観影響建築行為に係る説明)

- 第18条 景観影響建築行為のうち規則で定めるものを行おうとする景観影響建築 行為予定者は、設計段階において、規則で定めるところにより、近隣の市民等 に対して当該景観影響建築行為についての説明を行わなければならない。ただ し、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 第40条第1項に規定する景観形成市民団体の活動区域内において景観影響建築行為を行おうとする景観影響建築行為予定者は、設計段階において、規則で定めるところにより、当該景観形成市民団体に対して当該景観影響建築行為についての説明を行わなければならない。
- 3 景観影響建築行為予定者は、前2項の規定による説明を行ったときは、規則で定めるところにより、当該説明の結果を市長に報告しなければならない。

(景観デザイン協議に係る評価)

- 第19条 市長は、第17条第2項の規定による申出があったときは、当該申出に係る景観影響建築行為についての良好な景観の形成に関する評価を行うものと する。
- 2 市長は、前項の規定による評価を行うときは、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による評価を行ったときは、景観影響建築行為予定者 に当該評価の内容を通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた景観影響建築行為予定者は、規則で定めるところにより、当該評価に対する意見を市長に回答しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による回答があった場合において、必要と認めるときは、 再度、当該回答に係る景観影響建築行為についての良好な景観の形成に関する 評価を行うものとする。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による評価を行う場合について 準用する。

(景観デザイン協議に係る助言及び指導)

第20条 市長は、第17条第1項の規定による協議を行う場合において、必要と認 めるときは、景観影響建築行為予定者に対して、良好な景観の形成に関して必 要な措置をとることを助言し、又は指導することができる。

(景観デザイン協議の成立)

- 第21条 景観影響建築行為予定者及び市長は、景観影響建築行為が良好な景観の 形成に及ぼす影響について、第17条から前条までに規定するところにより協議 を行い、一定の結論に到達したときは、協議を成立させることができる。
- 2 市長は、前項の規定により協議が成立したときは、その内容を公表するものとする。

(成立した協議の内容の変更)

- 第22条 景観影響建築行為予定者は、前条第1項の規定により協議が成立した後に、当該協議に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と変更の協議をしなければならない。ただし、市長が協議の必要がない軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。
- 2 第17条第2項の規定は、前項の変更の協議について準用する。
- 3 市長は、前項において準用する第17条第2項の規定による申出があった場合 において、必要と認めるときは、再度、当該申出に係る景観影響建築行為につ いての良好な景観の形成に関する評価を行うものとする。
- 4 第19条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による評価を行う場合について準用する。
- 5 第20条の規定は、第1項の変更の協議について準用する。
- 6 前条の規定は、第1項の変更の協議について準用する。この場合において、 同条第1項中「第17条から前条まで」とあるのは、「第22条第1項から第5項ま で」と読み替えるものとする。
- 7 前各項の規定は、前項において準用する前条の規定により成立した変更の協議に係る事項を変更しようとする場合について準用する。

(景観デザイン協議に係る勧告)

- 第23条 市長は、景観影響建築行為予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該景観影響建築行為予定者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
 - (1) 第17条第1項の規定による協議をせず、又は虚偽の内容に基づいて協議を

したとき。

- (2) 前条第1項の規定による変更の協議をせず、又は虚偽の内容に基づいて協議をしたとき。
- (3) 第21条第1項(前条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき協議を成立させることができなかった場合において、法第16条第1項の規定による届出を行ったとき。
- (4) 第21条第1項(前条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき協議を成立させることができなかった場合において、法第16条第1項の規定による届出をせず、かつ、当該届出に係る景観影響建築行為に着手したとき。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、そ の旨を公表することができる。

(景観デザイン協議に係る行為の着手制限)

- 第24条 景観影響建築行為予定者は、次に掲げる間、景観影響建築行為に着手してはならない。ただし、規則で定める行為は、この限りでない。
 - (1) 第21条第1項(第22条第6項において準用する場合を含む。)の規定により 協議が成立するまでの間
 - (2) 第21条第1項(第22条第6項において準用する場合を含む。)の規定による協議の成立の見込みがないときは、景観影響建築行為予定者が協議の打切りを申し出るまでの間

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)

- 第25条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物(以下「景観重要建造物」という。)又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木(以下「景観重要樹木」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、当該建造物又は樹木の所有者の同意を得なければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更行為の完了等の届出)

第26条 法第22条第1項又は法第31条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等の手続)

第27条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。) に規定する原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするとき は、あらかじめ、学識経験のある者の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

- 第28条 法第25条第2項の条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。
 - (1) 景観重要建造物の外観の保持に努めること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、景観重要建造物ごとに市長が管理計画として定めるもの
- 2 法第33条第2項の条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。
 - (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、景観重要樹木ごとに市長が管理計画として定めるもの
- 3 第25条第1項の規定は、市長が前2項の規定により管理計画を定めようとするとき及び前2項の規定により定めた管理計画を変更しようとするときについて準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告の手続)

第29条 市長は、法第26条又は法第34条に規定する措置を命じ、又は勧告をしようとするときは、あらかじめ、学識経験のある者の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除の手続)

第30条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

第2節 神戸市指定景観資源

(景観資源の指定)

- 第31条 市長は、都市景観の形成を図る上において重要な価値があると認める建築物等又は樹木その他市長が必要と認めるものを、神戸市指定景観資源(以下「指定景観資源」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、当該景観資源の所有者の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木については、適用しない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに、 規則で定めるところにより、当該指定景観資源の所有者に通知しなければなら ない。

(指定景観資源の管理等)

- 第32条 指定景観資源の所有者及び管理者は、市長の定める管理計画に基づき当該指定景観資源を管理するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、市長が前項の管理計画を定めようとするとき及び変更 しようとするときについて準用する。
- 3 指定景観資源の現状を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、 あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第39条第1項 の規定の適用を受けるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。
 - (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
 - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 5 第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中 止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければな らない。

(指定景観資源に係る助言及び指導)

第33条 市長は、前条第3項の規定による届出があった場合において、当該届出 に係る行為により指定景観資源の都市景観の形成上の価値が損なわれるおそ れがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう 助言し、又は指導することができる。

(指定景観資源に係る報告)

第34条 市長は、第32条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、 同項の規定による届出を必要とする行為をした者に対し、当該届出を必要とす る行為の内容について報告を求めることができる。

(所有者の変更の届出)

第35条 指定景観資源の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、 遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定景観資源の指定の解除)

- 第36条 市長は、指定景観資源が次の各号のいずれかに該当するときは、第31条 第1項の規定による指定を解除するものとする。
 - (1) 滅失、枯死等により都市景観の形成上の価値を失ったとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害する用途に使用されたとき。
 - (3) 景観重要建造物又は景観重要樹木に指定されたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による解除をしたときは、規則で定めるところにより、 その旨を当該指定景観資源の所有者に通知しなければならない。

第3節 保存活用計画の策定等

(保存活用計画の策定)

- 第37条 景観重要建造物及び指定景観資源のうち、歴史的な価値を有する建築物(景観重要建造物又は指定景観資源として指定を受ける予定のある建築物を含む。以下「対象建築物」という。)の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図る上で、建築基準法第3条第1項第3号の規定による指定を受ける必要があるときは、規則で定めるところにより、市長に対し、当該対象建築物に係る保存及び活用を促進する計画(以下「保存活用計画」という。)を定めるよう申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出がなされた場合において、対象建築物の保存 及び活用を図る上で必要と認めるときは、保存活用計画を定めるものとする。

- 3 保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 当該対象建築物の名称及び概要
 - (2) 当該対象建築物の所有者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (3) 当該対象建築物の保存及び活用に係る目標及び方針
 - (4) 建築基準法第3条第1項第3号に定める現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項(規則で定めるものに限る。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該対象建築物の良好な保存活用を図るために必要な事項
- 4 市長は、保存活用計画を定めたとき又は定めなかったときは、その旨を当該 対象建築物の所有者に通知するものとする。
- 5 市長は、保存活用計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。 (保存活用計画を定める場合の管理計画に係る特例)
- 第38条 市長が保存活用計画を定める場合又は定めた場合における第28条第1項 及び第3項並びに第32条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの 規定中「管理計画」とあるのは「保存活用計画」とする。

(保存活用計画を定めた場合における現状変更等に係る許可)

- 第39条 保存活用計画が定められた場合において、対象建築物の現状を変更しようとし、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第22条第1項の許可を受けた場合であって、当該許可に係る行為が当該保存活用計画に適合していると市長が認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。
 - (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
 - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が保存 活用計画に適合しないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 4 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、保存活用計画に係る目標の達成又は方針の実現のため必要と認めるときは、許可に必要な条件を付す

ることができる。

- 5 市長は、第1項の許可に付された条件に違反した者があるときは、当該許可 の対象となった行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。
- 6 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したと きは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第5章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定

第1節 景観形成市民団体

(景観形成市民団体の認定)

- 第40条 市長は、身近な都市景観の形成を図ることを目的とした市民等の団体で、次に該当するものを景観形成市民団体として認定することができる。
 - (1) その活動が、団体を構成している者が所有し、管理し、又は使用している 土地、建築物等又は広告物に関するものに限られているもの
 - (2) その活動が、財産権を不当に制限することにならないもの
 - (3) その活動が、活動区域の市民等の大多数の支持を得ていると認められるもの
 - (4) その他市長が不適当と認めるものでないもの
- 2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければなら ない。

(景観形成市民団体の認定申請)

- 第41条 前条第1項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めると ころにより、市長に申請しなければならない。
- 2 前条第1項の規定による認定を受けた景観形成市民団体は、前項の規定により申請した事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(景観形成市民団体の認定の取消し)

- 第42条 第40条第1項の規定による認定の取消しを受けようとする景観形成市民団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたとき、景観形成市民団体が第40条第 1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときその他景観形成市民団

体として適当でないと認めるときは、第40条第1項の規定による認定を取り消 し、その旨を告示しなければならない。

第2節 景観形成市民協定

(景観形成市民協定の締結)

- 第43条 一定の区域内に存する土地、建築物等又は広告物の所有者、占有者又は管理者は、当該区域の実情に応じた都市景観の形成を図るため、都市景観の形成に必要な事項についての協定(以下「景観形成市民協定」という。)を締結することができる。
- 2 景観形成市民協定には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 協定の名称及び目的
 - (2) 協定の対象となる区域
 - (3) 協定を締結した者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - (4) 都市景観の形成に必要な基準
 - (5) 協定の有効期間
 - (6) 協定の廃止又は変更の手続
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、協定の対象となる区域の都市景観の形成に関し必要な事項

(景観形成市民協定の認定等)

- 第44条 景観形成市民協定を締結した者は、前条第2項各号に掲げる事項を記載した景観形成市民協定書(以下「協定書」という。)を作成し、その代表者から、規則で定めるところにより、協定書を市長に提出し、当該景観形成市民協定の認定を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定により認定を求められた景観形成市民協定の内容が優れた都市景観の形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めたときは、当該景観形成市民協定を認定することができる。
- 3 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 景観形成市民協定を締結した者は、第2項の規定による認定を受けた景観形

成市民協定を変更し、又は廃止したときは、その代表者から、規則で定めると ころにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、第2項の規定による認定を受けた景観形成市民協定について前項の 規定による廃止の届出があったとき、又はその内容若しくは運用が優れた都市 景観の形成を図る上において適正でなくなったと認めるときは、第2項の規定 による認定を取り消し、その旨を告示しなければならない。

第6章 助成等

(景観重要建造物等に係る助成等)

第45条 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木及び指定景観資源の維持、管理、 修理等を行う者に対し、技術的助言を行い、又はそれらに要する経費の一部を 助成することができる。

(景観形成市民団体に係る助成等)

- 第46条 市長は、第40条第1項の規定により認定した景観形成市民団体に対し、 技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。 (景観形成市民協定に係る助成等)
- 第47条 市長は、第44条第2項の規定により認定した景観形成市民協定の当事者が協力して行う都市景観の形成活動に対し、技術的援助を行い、又は当該活動に要する経費の一部を助成することができる。

(都市景観の形成に係る助成等)

第48条 市長は、前3条に定めるもののほか、都市景観の形成のために必要な行為を行うと認める者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。

(表彰)

- 第49条 市長は、優れた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物等、 広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰すること ができる。
- 2 前項に掲げるもののほか、市長は、都市景観の形成に著しく貢献した個人、 団体等を表彰することができる。

第7章 神戸市都市景観審議会

(都市景観審議会の設置)

第50条 市長の附属機関として審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、都市景観の形成に関する基本的事項又は重要 事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、都市景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べること ができる。

(組織及び運営)

第51条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雜則

(施行の細目)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

- 第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第39条第1項の規定に違反して、市長の許可を得ず、又はその許可の条件に従わないで現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をした者
 - (2) 第39条第5項の規定による市長の命令に違反した者
- 第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する ほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。
- 第55条 第32条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5 万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)
- 2 この条例による改正前の神戸市都市景観条例(以下「旧条例」という。)第4 条の規定により策定された都市景観形成基本計画は、第3条第1項の規定によ り策定された都市景観形成基本計画とみなす。
- 3 第3章第1節の規定は、施行日以後にされる届出(法第16条第1項又は第2

項の規定による届出をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行 目前にされた届出については、なお従前の例による。

- 4 第3章第2節の規定は、施行日以後に届出等(法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をいう。以下同じ。)を必要とする第16条第1項の景観影響建築行為であって着手予定日(法第16条第1項に規定する着手予定日をいう。以下同じ。)が令和4年10月1日以後であるものについて適用し、着手予定日が同日前である第16条第1項の景観影響建築行為及び施行日前に届出等がされた旧条例第31条の4第1項の景観影響建築行為については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定により第3章第2節の規定が適用される場合において、次の各号に掲げる協議、申出、評価及び説明は、それぞれ当該各号に掲げる協議、申出、評価及び説明とみなす。
 - (1) この条例の施行前にされた旧条例第31条の5第1項及び旧条例第31条の9 第1項の規定による協議 第17条第1項の規定によりされた協議
 - (2) この条例の施行前にされた旧条例第31条の5第2項及び旧条例第31条の9 第2項の規定による申出 第17条第2項の規定による申出
 - (3) この条例の施行前に行われた旧条例第31条の6第1項及び旧条例第31条の 12第1項の規定による評価 第19条第1項の規定によりされた評価
 - (4) この条例の施行前にされた旧条例第31条の10第1項の規定による説明会及び旧条例第31条の11第1項の規定による説明 第18条第1項及び第2項の規定によりされた説明
 - (5) この条例の施行前に旧条例第31条の14の規定により成立した旧条例第31条の9第1項の協議 第21条第1項の規定により成立した協議
 - (6) この条例の施行前に旧条例第31条の14の規定により成立した旧条例第31条の15第1項の協議 第22条第6項の規定により成立した協議
 - (7) この条例の施行前に行われた旧条例第31条の15第1項の規定による協議 第22条第1項の規定によりされた協議
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第28条の3第1項の規定による指定を受けて いる景観形成重要建築物等は、第31条第1項の指定を受けた指定景観資源とみ

なす。

- 7 この条例の施行の際現に旧条例第28条の6第1項の規定によりされている申出は、第37条第1項の規定による申出とみなす。
- 8 この条例の施行前に旧条例第28条の6第2項の規定により定められた保存活用計画は、第37条第2項の規定により定められた保存活用計画とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第29条第1項の規定によりされている認定は、 新条例第40条第1項の規定による認定とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第30条の規定によりされている申請は、第41条第1項の規定による申請とみなす。
- 11 この条例の施行の際現に旧条例第31条の2第1項の規定により締結されている景観形成市民協定は、第43条第1項の規定により締結された景観形成市民協定とみなす。
- 12 この条例の施行の際現に旧条例第31条の3第1項の規定により求められている認定は、第44条第1項の規定により求められた認定とみなす。
- 13 この条例の施行の際現に旧条例第31条の3第2項の規定により認定されている景観形成市民協定は、第44条第2項の規定により認定された景観形成市民協定とみなす。
- 14 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市景観条例の一部を改正する条例の一部改正)

15 神戸市都市景観条例の一部を改正する条例 (平成2年3月条例第70号) の一部を次のように改正する。

第12条の次に1条を加える改正規定を削る。

第26条を改め、同条の次に次の1条を加える改正規定を次のように改める。 第26条中「与える建築物等」の次に「又は広告物」を加え、「又は外観の過半 にわたる色彩の変更」を「若しくは外観を変更することとなる色彩の変更で規 則で定めるもの」に、「を市長が」を「又は表示若しくは内容の変更を市長が」 に改め、「地域」の次に「(以下「景観形成指定建築物等届出地域」という。)」 を加える。 附則第1条中「、同条の次に1条を加える改正規定、第26条」を「及び第26 条」に改め、「及び同条の次に1条を加える改正規定」を削る。

(人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例の一部改正)

16 人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例(平成8年4月条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(農村景観保全形成地域の指定等)

- 第15条 市長は、人と自然との共生ゾ ーン内の地域であって次の各号のい ずれかに該当するものを農村景観保 全形成地域として指定することがで きる。
 - (1) 文化環境(神戸市文化財の保護 及び文化財等を取り巻く文化環境 の保全に関する条例(平成9年3 月条例第50号)<u>第2条第8号</u>に規 定する文化環境をいう。)に係る景 観の保全及び形成を図る必要があ る地域
 - $(2) \sim (5)$ [略]

 $2 \sim 6$ [略]

改正前

(農村景観保全形成地域の指定等)

- 第15条 市長は、人と自然との共生ゾ ーン内の地域であって次の各号のい ずれかに該当するものを農村景観保 全形成地域として指定することがで きる。
 - (1) 文化環境(神戸市文化財の保護 及び文化財等を取り巻く文化環境 の保全に関する条例(平成9年3 月条例第50号)<u>第2条第6号</u>に規 定する文化環境をいう。)に係る景 観の保全及び形成を図る必要があ る地域

 $(2) \sim (5)$ [略]

2~6 [略]

(文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例の一部改正)

17 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例 (平成9年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後		改正前
目次		目次	
第1章~	第 5 章 [略]	第1章~	~ 第 5 章 [略]
第 6 章	伝統的建造物群保存地区		
	(第44条一第51条)		
第7章	登録文化財、地域文化財及	第6章	登録文化財、地域文化財及
	び歴史的建造物その他の有		び歴史的建造物その他の有
	形の文化的所産(<u>第52条</u> ―		形の文化的所産(<u>第44条</u> ―
	<u>第54条</u>)		第46条)
第 8 章	文化環境保存区域 (第55条	第7章	文化環境保存区域 (第47条
	<u>一第61条</u>)		<u>一 第 53条</u>)
第 9 章	市が指定した文化財の保存	第 8 章	市が指定した文化財の保存
	技術の保護(<u>第62条</u> 一第64		技術の保護(<u>第54条―第56</u>
	<u>条</u>)		<u>条</u>)
第10章	神戸市文化財保護審議会	第 9 章	神戸市文化財保護審議会
	(<u>第65条一第68条</u>)		(<u>第57条一第60条</u>)

 第11章
 補則 (第69条 - 第71条)

 第12章
 罰則 (第72条・第73条)

 附則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭 和25年法律第214号。以下「法」とい う。) 第143条第1項の規定に基づき、 伝統的建造物群保存地区に関し、現 状変更の規制その他その保存のため に必要な措置を定め、法第182条第2 項の規定に基づき、市の区域内に存 する文化財のうち重要なものの指定 その他の行為を行い、その保存及び 活用のため必要な措置を講じ、並び に法第190条第1項の規定に基づき、 文化財保護審議会を設置するととも に、文化財、文化に関する施設等を取 り巻く文化環境を保全することによ り、現在及び将来の市民の文化的向 上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - $(1) \sim (4)$ [略]
 - (5) 伝統的建造物群 法第2条第1 項第6号に規定する伝統的建造物 群をいう。

 第10章
 補則 (第61条一第63条)

 第11章
 罰則 (第64条・第65条)

 附則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、市の区域内に存する文化財のうち重要なものの指定その他の行為を要なって、その保存及び活用のため必要1項の規定に基づき、文化財保護審議会を設置するとともに、文化財、環境をといるとともに、文化財、環境を保全することにより、現在及び将来の市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - $(1) \sim (4)$ [略]

- (6) 伝統的建造物群保存地区 法第 142条に規定する伝統的建造物群 保存地区をいう。
- (7) 文化財 有形文化財、無形文化 財、民俗文化財、記念物及び伝統的 建造物群をいう。

(8) [略]

第43条 [略]

第6章 伝統的建造物群保存地

(決定)

第44条 市長は、伝統的建造物群及び これと一体をなしてその価値を形成 している環境を保存する必要がある 地区について、法第143条第1項の規 定により、伝統的建造物群保存地区 を定めることができる。

(伝統的建造物群保存地区保存計画)

- 第45条 市長は、伝統的建造物群保存 地区が定められたときは、当該伝統 的建造物群保存地区の保存に関する 計画(以下「伝統的建造物群保存地区 保存計画」という。)を定めるものと する。
- 2 伝統的建造物群保存地区保存計画 は、次に掲げる事項について定める ものとする。

(5) 文化財 有形文化財、無形文化 財、民俗文化財<u>及び記念物</u>をいう。

(6) [略]

第43条 「略]

- (1) 伝統的建造物群保存地区の保存 に関する基本計画に関する事項
- (2) 伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件(以下「必要物件」という。)に関する事項
- (3) 建築物その他の工作物及び必要物件の保存整備計画に関する事項
- (4) 建築物その他の工作物及び必要 物件に係る助成措置等に関する事 項
- (5) 伝統的建造物群保存地区の保存 のため必要な管理施設及び設備並 びに環境の整備に関する事項
- 3 市長は、第1項の伝統的建造物群 保存地区保存計画を定めたときは、 これを告示しなければならない。
- 4 前項の規定は、伝統的建造物群保 存地区保存計画を変更する場合につ いて準用する。

(現状変更行為の規制)

第46条 伝統的建造物群保存地区内に おいて、次に掲げる行為を行おうと

<u>する者は、あらかじめ、市長の許可を</u> <u>受けなければならない。</u>

- (1) 建築物その他の工作物の新築、 増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物その他の工作物の外観を 変更することとなる修繕、模様替 又は色彩の変更
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- 2 前項の規定は、通常の管理行為、軽 易な行為その他の行為で規則で定め るものについては適用しない。
- 3 市長は、第1項の許可を与える場合には、伝統的建造物群保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

- 第47条 市長は、前条第1項各号に掲 げる行為が次に定める基準に適合し ていないと認める場合は、同項の許 可をしてはならない。
 - (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又はその外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更については、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形

態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

- (2) 伝統的建造物の移転(伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却について は、除却後の状態が当該伝統的建 造物群の特性を維持していると認 められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又はその外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更については、それらの行為後の当該建築物その他の工作物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物その他の工作物の 移転については、移転後の当該建 築物その他の工作物の位置及び移 転後の状態が当該伝統的建造物群

保存地区の歴史的風致を著しく損 なうものでないこと。

- (6) 第4号の建築物その他の工作物 の除却については、除却後の状態 が当該伝統的建造物群保存地区の 歴史的風致を著しく損なうもので ないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第5号までの行為については、それらの行為については、それらの行為後の地表面の形状その他の状態が当該伝統的建造物群保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) その他当該行為後の建築物その 他の工作物又は土地の用途等が当 該伝統的建造物群の保存又は当該 伝統的建造物群保存地区の環境の 維持に著しい支障を及ぼすおそれ がないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第48条 第46条第1項の規定は、国若 しくは地方公共団体の機関又は法令 の規定により国の行政機関若しくは 地方公共団体とみなされた法人(以 下「国の機関等」という。)が行う行 為については適用しない。この場合 において、当該国の機関等は、その行 為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。
第49条 第46条第1項及び前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、道路、都市公園若しくは公園施設、公衆電話施設、電気若しくはガス工作物又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で規則で定めるものについては適用しない。この場合において、第46条第1項の許可又は前条の協議に係る行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

- 第50条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、伝統的建造物群保存地区の保存のため必要な限度において、第46条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。
 - (1) 第46条第1項又はこの条の規定 による処分に違反した者(その者 から当該建築物その他の工作物、 土地、木竹若しくは土石類につい

ての権利を承継した者を含む。次 号及び第3号において同じ。)

- (2) 第46条第3項の規定により付し た条件に違反している者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、 第46条第1項の許可を受けた者 (保存に係る補助等)
- 第51条 市長は、伝統的建造物群保存 地区内における建築物その他の工作 物及び必要物件の管理、修理、修景又 は復旧について、自ら保存のため適 当な措置を行うことができる。
- 2 市は、伝統的建造物群保存地区内 における建築物その他の工作物及び 必要物件の管理、修理、修景又は復旧 のため必要があると認めるときは、 当該建築物その他の工作物又は必要 物件の所有者又は管理者に対し、そ の経費の一部に充てさせるため、補 助金を交付することができる。
- 3 第13条第2項本文及び第3項並び に第14条の規定は、前項の規定によ り補助金を交付する場合について準 用する。

第7章 [略]

(登録文化財の登録)

第52条 市長は、文化財(県条例により 指定された文化財及び第2章から<u>第</u> 第6章 [略]

(登録文化財の登録)

第44条 市長は、文化財(県条例により 指定された文化財及び第2章から前 5章までに定める文化財を除く。)の うちその文化財としての価値にかん がみ保存及び活用の必要なものを神 戸市登録文化財として登録し、必要 な措置を講ずることができる。

2 「略]

(地域文化財の認定)

第53条 市長は、文化財(県条例により 指定された文化財及び第2章から第 5章までに定める文化財を除く。)の うち地域に伝え残され、及び親しま れているものであって保存及び活用 の必要なものを神戸市地域文化財と して認定し、必要な措置を講ずるこ とができる。

2 [略]

第54条 [略]

第8章 [略]

第55条~第59条 [略]

(報告の徴収等)

第60条 市長は、第58条第1項各号のいずれかに該当する行為が行われ、又は行われようとしている場合において、文化環境を保全するために必要があると認めるときは、当該行為に係る土地について埋蔵文化財その他文化環境の保存に関する調査を自ら行い、又は同項の規定による届出

章までに定める文化財を除く。)のうちその文化財としての価値にかんがみ保存及び活用の必要なものを神戸市登録文化財として登録し、必要な措置を講ずることができる。

2 「略]

(地域文化財の認定)

第45条 市長は、文化財(県条例により 指定された文化財及び第2章から前 章までに定める文化財を除く。)のう ち地域に伝え残され、及び親しまれ ているものであって保存及び活用の 必要なものを神戸市地域文化財とし て認定し、必要な措置を講ずること ができる。

2 [略]

第46条 [略]

第7章 [略]

第47条~第51条 [略]

(報告の徴収等)

第52条 市長は、<u>第50条第1項各号</u>のいずれかに該当する行為が行われ、 又は行われようとしている場合において、文化環境を保全するために必要があると認めるときは、当該行為に係る土地について埋蔵文化財その他文化環境の保存に関する調査を自ら行い、又は同項の規定による届出 をした者その他の関係者に対し、当該土地についての埋蔵文化財その他文化環境に関する調査に係る事項の報告を求めることができる。

2 前項の規定により、市長が自ら調査を行うことを決定し、又は同項に規定する関係者に対し同項に規定する報告を求めたときは、当該関係者は、第58条第1項各号のいずれかに該当する当該行為を中止し、又は停止しなければならない。

(違反者等に対する命令)

第61条 市長は、第58条第1項の規定による届出をしないで同項各号のいずれかに該当する行為を行い、若しくは行おうとする者又は第59条の規定による指導若しくは勧告に従わない者に対し、当該行為の禁止、中止又は停止、当該行為の内容の変更、原状回復その他の文化環境を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第9章 [略]

第62条~第64条 [略]

<u>第10章</u> [略]

(審議会の設置)

第65条 [略]

2 審議会は、市長の諮問に応じて、文

をした者その他の関係者に対し、当該土地についての埋蔵文化財その他 文化環境に関する調査に係る事項の 報告を求めることができる。

2 前項の規定により、市長が自ら調査を行うことを決定し、又は同項に規定する関係者に対し同項に規定する報告を求めたときは、当該関係者は、第50条第1項各号のいずれかに該当する当該行為を中止し、又は停止しなければならない。

(違反者等に対する命令)

第53条 市長は、第50条第1項の規定による届出をしないで同項各号のいずれかに該当する行為を行い、若しくは行おうとする者又は第51条の規定による指導若しくは勧告に従わない者に対し、当該行為の禁止、中止又は停止、当該行為の内容の変更、原状回復その他の文化環境を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第8章 「略]

第54条~第56条 [略]

第9章 [略]

(審議会の設置)

第57条 [略]

2 審議会は、市長の諮問に応じて、文

化財の保存及び活用に関する重要事項並びに文化環境の保全に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に意見を述べるものとする。

第66条 [略]

(審議会への諮問)

- 第67条 市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。ただし、第2号若しくは第3号又は<u>第12号</u>に掲げる解除が第27条第4項又は<u>第63条第4項</u>の規定によるものであるときは、この限りでない。
 - $(1) \sim (5)$ [略]
 - (6) 伝統的建造物群保存地区の決定 及び取消し(神戸市都市計画審議 会(神戸市都市計画審議会条例(平 成12年3月条例第105号)第1条に 規定する神戸市都市計画審議会を いう。) の所管に属する事項を除 く。)
 - (7) 伝統的建造物群保存地区保存計 画の決定及び変更

 $(8) \sim (14)$ [略]

第68条 [略]

化財 (法第2条第1項第6号に規定 する伝統的建造物群を含む。以下こ の章において同じ。)の保存及び活用 に関する重要事項並びに文化環境の 保全に関する重要事項について調査 審議し、並びにこれらの事項に関し て市長に意見を述べるものとする。

第58条 [略]

(審議会への諮問)

第59条 市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。ただし、第2号若しくは第3号又は<u>第10号</u>に掲げる解除が第27条第4項又は<u>第55条第4項</u>の規定によるものであるときは、この限りでない。

 $(1) \sim (5)$ [略]

 $(6) \sim (12)$ [略]

第60条 [略]

第11章 [略]

第69条~第71条 「略]

第12章 [略]

- る者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第46条第1項の規定に違反し て、同項各号に掲げる行為をした 者
 - (2) 第50条第1項の規定による市長 の命令に違反した者
- 2 第61条の規定による命令に違反し た者は、10万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者 2 次の各号のいずれかに該当する者 は、5万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第58条第1項の規定に違反し て、届出をせず、又は虚偽の届出を した者
 - (2) 第60条第2項の規定に違反した 者
 - (3)、(4) [略]

<u>4、5</u> [略]

- 6 次の各号のいずれかに該当する者 は、2万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第57条第3項の規定に違反し て、標識を移転し、除却し、汚損し、 又は損壊した者

第10章 [略]

第61条~第63条 「略]

第11章 [略]

第72条 次の各号のいずれかに該当す 第64条 第53条の規定による命令に違 反した者は、10万円以下の罰金に処 する。

- は、5万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第50条第1項の規定に違反し て、届出をせず、又は虚偽の届出を した者
- (2) 第52条第2項の規定に違反した 者
- (3)、(4) [略]

<u>3</u>、<u>4</u> [略]

- 5 次の各号のいずれかに該当する者 は、2万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第49条第3項の規定に違反し て、標識を移転し、除却し、汚損し、 又は損壊した者

(2) 第60条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第52条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

<u>第73条</u> [略]

第65条 [略]

(文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 18 この条例の施行の際現に旧条例第20条第1項の規定により定められている保存計画は、この条例による改正後の神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(以下「新文化財条例」という。)第45条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区保存計画とみなす。
- 19 この条例の施行の際現に旧条例第21条第1項の許可を受けている者は、新条例第46条第1項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧条例の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新文化財条例の規定による許可に付されたものとみなす。
- 20 この条例の施行前に旧条例第23条の規定により協議を行った国の機関等は、新文化財条例第48条の規定による協議を行ったものとみなす。
- 21 この条例の施行前にこの条例による改正前の神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例の規定によりされた登録、指定、届出その他の処分又は手続は、それぞれ新文化財条例の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。
- 22 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に 関する条例の一部改正)

23 神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成29年12月条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 伝統的建造物等 保存地区に係る神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月条例第50号。以下「文化財条例」という。)第45条第1項の伝統的建造物群保存地区保存計画において定められた同条第2項第2号の伝統的建造物及び必要物件(樹木を除く。)をいう。
 - $(2) \sim (16)$ [略]
 - (17) 建築等 法第2条第13号の建築(移転することを除く。)、大規模の修繕又は大規模の模様替(文化財条例第46条第1項の許可を受けたもの又は文化財条例第48条の規定による協議が成立したものに限る。)をいう。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 伝統的建造物等 保存地区に係る神戸市都市景観条例(昭和53年 10月条例第59号。以下「景観条例」 という。)第20条第1項の保存計画 において定められた同条第2項第 2号の伝統的建造物及び必要物件 (樹木を除く。)をいう。

 $(2) \sim (16)$ [略]

(17) 建築等 法第2条第13号の建築(移転することを除く。)、大規模の修繕又は大規模の模様替(景観条例第21条第1項の許可を受けたもの又は景観条例第23条の規定による協議が成立したものに限る。)をいう。

別表第1 (第9条第1項関係)

区域の区分	行為
重点地域等のうち、都市景観形成地域	樹高10メートル以上又は地上1.5
として景観計画に定める区域(北野町	メートルの高さにおける幹の周囲
山本通及び岡本駅南に限る。)	が1メートルを超える木竹の伐採

別表第2 (第10条関係)

行為の	行為
	次のいずれにも該当しない行為
建 架 彻	
	(1) 次に掲げる規模の建築物の新築、増築、改築
	又は移転。ただし、増築については、増築に係
	る部分が次に掲げる規模のもの又は増築後に
	次に掲げる規模となるものに限る。
	ア 高さが 5 メートルを超えるもの
	イ 床面積の合計が10平方メートルを超える
	\$ O
	(2) 前号ア又はイに掲げる規模の建築物の修繕
	等(外観を変更することとなる修繕若しくは模
	様替又は色彩の変更をいう。以下同じ。)で、
	修繕等に係る面積が当該立面の面積の過半に
	わたるもの又は10平方メートルを超えるもの
工作物	次のいずれにも該当しない行為
	(1) 建築基準法第88条第1項又は第2項の規定
	の適用を受ける工作物(以下「準用工作物」と
	いう。)の新設、増築、改築又は移転
	(2) 準用工作物の修繕等で、修繕等に係る面積が
	当該立面の面積の過半にわたるもの
建築物	次のいずれにも該当しない行為
	(1) 次に掲げる規模の建築物の新築、増築、改築
	 又は移転。ただし、増築については、増築に係
	対象 建築物 作物

る部分が次に掲げる規模のもの又は増築後に 次に掲げる規模となるものに限る。

- ア 高さが20メートル(都市計画法(昭和43 年法律第100号)第8条第1項第1号に規定 する商業地域(以下「商業地域」という。) においては31メートル、都市計画法第7条 第1項に規定する市街化調整区域(以下「市 街化調整区域」という。)においては15メー トル)を超えるもの
- イ 建築面積が2,000平方メートル(市街化調整区域においては1,000平方メートル)を超えるもの
- (2) 前号ア又はイに掲げる規模の建築物の修繕等で、修繕等に係る面積が当該立面の面積の過半にわたるもの

工作物 次のいずれにも該当しない行為

- (1) 次に掲げる規模の準用工作物の新設、増築、 改築又は移転。ただし、増築については、増築 に係る部分が次に掲げる規模のもの又は増築 後に次に掲げる規模となるものに限る。
 - ア 高さが20メートル (商業地域においては 31メートル、市街化調整区域においては15 メートル) を超えるもの
 - イ 築造面積が2,000平方メートル(市街化調整区域においては1,000平方メートル)を超えるもの
- (2) 前号ア又はイに掲げる規模の準用工作物の 修繕等で、修繕等に係る面積が当該立面の面積 の過半にわたるもの立面の面積の過半にわた

るもの

(高さ及び面積の算定方法)

- 1 建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条 第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。
- 2 工作物の高さは、工作物が周囲の地面と接する位置の平均の高さに おける水平面からの高さをいう。
- 3 床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積 をいう。
- 4 建築面積は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築 面積をいう。
- 5 築造面積は、建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造 面積をいう。

別表第3 (第16条第1項関係)

区域の区分			行為
重点地域等の	北野町山本通		4階以上の部分を有する建築物の新
うち、都市景観			築、増築(4階以上の部分の増築に限
形成地域とし			る。)及び改築
て景観計画に	兵庫運河	運河沿い	高さが20メートルを超える建築物の
定める区域	周辺	エリア	新築、増築(高さが20メートルを超え
			る部分の増築に限る。)及び改築
		その他の	高さが45メートルを超える建築物の
		区域	新築、増築(高さが45メートルを超え
			る部分の増築に限る。)及び改築
	その他の日	区域	高さが20メートルを超える建築物の
			新築、増築(高さが20メートルを超え
			る部分の増築に限る。)及び改築
重点地域等のうち、沿道景観形成地		· 観形成地	高さが20メートルを超える建築物の
区として景観計画に定める区域			新築、増築(高さが20メートルを超え
			る部分の増築に限る。)及び改築

第 44 条 第 2 項	商業地域	高さが31メートルを超える建築物の
の規定により		新築、増築(高さが31メートルを超え
市長が認定し		る部分の増築に限る。)及び改築
た景観形成市	その他の区域	高さが20メートルを超える建築物の
民協定の区域		新築、増築(高さが20メートルを超え
		る部分の増築に限る。)及び改築
上記のいずれにも該当しない区域		高さが45メートルを超える建築物の
		新築、増築(高さが45メートルを超え
		る部分の増築に限る。)及び改築

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第26号

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例(昭和35年10月条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第9条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、規則で定める特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、40万8,000円に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して支給する。

改正後

(出産育児一時金)

2 「略]

改正前

(出産育児一時金)

第9条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、規則で定める特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、40万4,000円に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して支給する。

2 「略]

附則

1~3 [略]

(平成30年度以後の年度分に係る所 得割額の算定の特例)

- - (1) 地方税法第292条第1項第10号 に規定する障害者(以下この項において単に「障害者」という。) である一般被保険者(第3号に該当する者を除く。) 又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する一般被保険者 各障害者につき26万円(その者が同法<u>第314条の</u>2第3項に規定する同居特別障害

附則

$1 \sim 3$ 「略]

(平成30年度以後の年度分に係る所 得割額の算定の特例)

- - (1) 地方税法第292条第1項第10号 に規定する障害者(以下この項において単に「障害者」という。)である一般被保険者(第3号に該当する者を除く。)又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する一般被保険者 各障害者につき26万円(その者が同法<u>第314条の</u>2第4項に規定する同居特別障害

者である場合には、53万円)

者である場合には、53万円)

(2)、(3) [略]

(2)、(3) [略]

5~12 [略]

5~12 [略]

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規 定及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例附則第4項の規定は、令和 3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例第9条第1項の規定は、令和4年1月1日以後に出産した被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例附則第4項の規定は、令和 3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険 料については、なお従前の例による。

規則

神戸市消防危険物規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月23日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第33号

神戸市消防危険物規則の一部を改正する規則

神戸市消防危険物規則 (昭和59年11月規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承	(危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承
認等)	認等)
第2条	第2条 <u>法第10条第1項ただし書の規</u>
	定により危険物を仮に貯蔵し、又は
	取り扱う場合の承認を受けようとす
	る者は、様式第1号の危険物仮貯
	蔵・仮取扱承認申請書に仮に貯蔵
	し、又は取り扱おうとする場所の見
	取図及び構造図を添えて、所轄消防
	署長に提出しなければならない。
省令第1条の6の申請書の提	2 前項の申請書の提出部数は、正本
出部数は、正本1部及び副本1部と	1部及び副本1部とする。

<u>する。</u>

- 2 消防署長は、<u>法第10条第1項ただ</u> <u>し書</u>の承認をしたときは、<u>前項</u>の申 請書の副本に様式第2号の承認済の 表示をして申請者に交付するものと する。
- 3 消防署長は、法第10条第1項ただ し書の承認をしなかつたときは、様 式第2号の2の危険物仮貯蔵・仮取 扱不承認通知書に<u>第1項の</u>申請書の 副本を添えて申請者に交付するもの とする。
- 4 省令第1条の6の申請書を電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と同条の規定による申請をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により提出する場合において、当該申請書のうち1通に記載すべき事項を入力したときは、その他の同一内容の申請書に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。
- 5 <u>法第10条第1項ただし書</u>の承認を 受けた者は、当該承認を受けた場所 の見やすい箇所に掲示板及び様式第 3号の標識を掲げなければならな

- 3 消防署長は、<u>前項</u>の承認をしたときは、<u>同項</u>の申請書の副本に様式第2号の承認済の表示をして申請者に交付するものとする。
- 4 消防署長は、<u>第1項</u>の承認をしなかつたときは、様式第2号の2の危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書に 当該申請書の副本を添えて申請者に 交付するものとする。

5 <u>第1項</u>の承認を受けた者は、当該 承認を受けた場所の見やすい箇所に 掲示板及び様式第3号の標識を掲げ なければならない。 V10

6 [略]

(危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認の取消し)

第2条の2 消防署長は、<u>法第10条第</u> <u>1項ただし書</u>の承認を取り消したと きは、様式第3号の2の危険物仮貯 蔵・仮取扱承認取消通知書により申 請者に通知するものとする。 6 [略]

(危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認の取消し)

第2条の2 消防署長は、<u>前条第1項</u> の承認を取り消したときは、様式第 3号の2の危険物仮貯蔵・仮取扱承 認取消通知書により申請者に通知す るものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則による改正後の神戸市消防危険物規則第2条第2項及び第3項の規 定は、施行日以後にされた申請に係る消防法第10条第1項ただし書の承認につ いて適用し、同日前にされた申請に係る同項ただし書の承認については、なお 従前の例による。

神戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年12月23日

神戸市長 久 元 喜 造

改正前

神戸市規則第34号

神戸市会計規則の一部を改正する規則

神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

以止传	以止削
(資金前渡)	(資金前渡)
第45条 次の各号に掲げる経費につい	第45条 次の各号に掲げる経費につい
ては、現金支払をさせるため、その	ては、現金支払をさせるため、その
資金を前渡金管理者に前渡すること	資金を前渡金管理者に前渡すること
ができる。	ができる。
(1)~(36) [略]	(1)~(36) [略]
(37) 令和3年度神戸市子育て世帯	
等臨時特別支援事業 (子育て世帯	
への臨時特別給付金) 支給事務実	
施要綱(令和3年12月15日こども	
家庭局長決定)の規定に基づいて	
支給する給付金	
2~4 [略]	2~4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第35号

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を 改正する規則

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則(令和2年5月規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市国民健康保険条例及び神戸市	神戸市国民健康保険条例及び神戸市
後期高齢者医療に関する条例の一部を	後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例(令和2年5月条例第7	改正する条例(令和2年5月条例第7
号) 附則第2項に規定する規則で定め	号)附則第2項に規定する規則で定め
る日は、 <u>令和4年3月31日</u> とする。	る日は、 <u>令和3年12月31日</u> とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第36号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則(昭和35年12月規則第75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(一部負担金の減免又は徴収猶予)

- 第5条 被保険者の属する世帯の世帯 主(以下「世帯主」という。)は、 条例第7条の規定により一部負担金 の減免又は徴収猶予(以下「減免猶 予」という。)を受けようとすると きは、次に掲げる事項を記載した申 請書にその理由を証明する書類を<u>添</u> 付して区長に提出しなければならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所及び被保険 者証の番号

改正前

(一部負担金の減免又は徴収猶予)

第5条 被保険者の属する世帯の世帯 主(以下「世帯主」という。)は、 条例第7条の規定により一部負担金 の減免又は徴収猶予(以下「減免猶 予」という。)を受けようとすると きは、国民健康保険一部負担金/減 額/免除/徴収猶予/申請書にその 理由を証明する書類を<u>添えて</u>区長に 提出しなければならない。

- (2) 一部負担金の減免又は徴収猶予 を受けようとする者の氏名、生年 月日及び世帯主との続柄
- (3) 一部負担金の減免又は徴収猶予 を受けようとする期間及びその理 由
- (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 区長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請の承認又は不承認を決定したときは、速やかに、 書面によりその旨を当該世帯主に通知しなければならない。
- 3 区長は、前項の承認を決定したものについては、<u>その旨を証する書面</u>を当該世帯主に交付しなければならない。

(一部負担金の減免猶予の取消し) 第6条 [略]

- 2 [略]
- 3 区長は、第1項の規定により減免 の取消しをしたときは当該保険医療 機関又は保険薬局(以下「保険医療 機関等」という。)及び世帯主に、 前項の規定により徴収猶予の取消し をしたときは当該世帯主に書面によ

- 2 区長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請の承認又は不承認を決定したときは、速やかに国民健康保険一部負担金/減額/免除/徴収猶予/決定通知書によつて当該世帯主に通知しなければならない。
- 3 区長は、前項の承認を決定したものについては、国民健康保険一部負担金/減額/免除/徴収猶予/証明 書を当該世帯主に交付しなければならない。

(一部負担金の減免猶予の取消し) 第6条 「略]

- 2 [略]
- 3 区長は、第1項の規定により減免 の取消しをしたときは当該保険医療 機関又は保険薬局(以下「保険医療 機関等」という。)及び世帯主に、 前項の規定により徴収猶予の取消し をしたときは当該世帯主に国民健康

<u>り</u>その旨を通知しなければならない。

(出産育児一時金の支給)

- 第7条 世帯主は、条例第9条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとするときは、<u>次に掲げる事項を記載した申請書</u>に出産を証明する書類を<u>添付して</u>区長に提出しなければならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所及び被保険 者証の番号
 - (2) 出産した被保険者の氏名、世帯 主との続柄及び出産年月日
 - (3) 出生した者の世帯主との続柄
 - (4) 死産であるときは、その旨
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(出産育児一時金の加算額)

第7条の3 条例第9条第1項ただし 書に規定する規則で定める額は、<u>1</u> 万2,000円とする。

(葬祭費の支給)

第8条 被保険者が死亡したときは、 その者の葬祭を行う者で条例第10条 の規定による葬祭費の支給を受けよ うとするものは、<u>次に掲げる事項を</u> <u>記載した申請書</u>に死亡を証明する書 類を添付して区長に提出しなければ 保険一部負担金/減額変更/免除/ 徴収猶予取消/通知書によつてその 旨を通知しなければならない。

(出産育児一時金の支給)

第7条 世帯主は、条例第9条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとするときは、国民健康保険出産育児一時金支給申請書に出産を証明する書類を添えて区長に提出しなければならない。

(出産育児一時金の加算額)

第7条の3 条例第9条第1項ただし 書に規定する規則で定める額は、<u>1</u> 万6,000円とする。

(葬祭費の支給)

第8条 被保険者が死亡したときは、 その者の葬祭を行う者で条例第10条 の規定による葬祭費の支給を受けよ うとするものは、国民健康保険葬祭 費支給申請書に死亡を証明する書類 を添えて区長に提出しなければなら ならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所及び被保険 者証の番号
- (2) 死亡した被保険者の氏名、死亡 年月日、死亡場所及び死亡の原因
- (3) 申請者の氏名及び住所
- (4) その他市長が必要と認める事項

(国民健康保険料等徴収職員証の携帯等)

第9条 市長の委任を受けた職員は、 保険料その他徴収金を徴収するとき は、<u>様式第1号による</u>国民健康保険 料等徴収職員証を携帯し、関係者の 請求があつたときは、これを提示し なければならない。

(国民健康保険料等滞納処分執行職 員証の携帯等)

第10条 市長の委任を受けた職員は、 保険料その他徴収金の滞納処分を行 うときは、<u>様式第2号による</u>国民健 康保険料等滞納処分執行職員証を携 帯し、関係者の請求があつたときは、 これを提示しなければならない。

第11条及び第12条 削除

ない。

(国民健康保険料等徴収職員証の携帯等)

第9条 市長の委任を受けた職員は、 保険料その他徴収金を徴収するとき は、国民健康保険料等徴収職員証を 携帯し、関係者の請求があつたとき は、これを提示しなければならない。

(国民健康保険料等滞納処分執行職 員証の携帯等)

第10条 市長の委任を受けた職員は、 保険料その他徴収金の滞納処分を行 うときは、国民健康保険料等滞納処 分執行職員証を携帯し、関係者の請 求があつたときは、これを提示しな ければならない。

第11条 削除

(督促状)

第12条 条例第20条の規定による督促 は、国民健康保険料督促状によるも のとする。 (保険料の減免額の算定等)

第13条の2 前条の規定による減免額 の算定等については、<u>主管局長</u>が定 める。

(保険料の徴収猶予、減免又は軽減の申請等)

第13条の4

市長は、条例第22条の規定に よる保険料の徴収の猶予の申請又は 条例第23条(第3項を除く。)の規 定による保険料の減免の申請を受理 した場合において、これらの申請の 承認又は不承認を決定したときは、 速やかに、書面によりその旨を当該 申請者に通知しなければならない。

- 2 条例第23条第5項に規定する保険料減免理由消滅の申告は、次に掲げる事項を記載した書面に減免を受けた理由が消滅したことを証明する書類を添付して市長に提出することにより行わなければならない。
 - (1) 氏名及び住所

(保険料の減免額の算定等)

第13条の2 前条の規定による減免額 の算定等については、<u>福祉局長</u>が定 める。

(保険料の徴収猶予、減免又は軽減の申請等)

- 第13条の4 条例第22条の規定による 保険料の徴収の猶予の申請は国民健 康保険料徴収猶予申請書によるもの とし、条例第23条(第3項を除く。) の規定による保険料の減免の申請は 国民健康保険料減免申請書によるも のとする。
- 2 市長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請の承認又は不承認を決定したときは、速やかに国民健康保険料/減免/徴収猶予//承認/不承認/通知書によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。
- 3 条例第23条第5項に規定する保険 料減免理由消滅の申告は、国民健康 保険料減免理由消滅申告書によるも のとする。

- (2) 減免を受けた保険料の額
- (3) 減免を受けた理由

(届出その他の様式)

第17条

(被保険者証等の様式)

- 第17条 次の各号に掲げる国民健康保 険被保険者証その他の書類の様式 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)から(3)まで 削除
 - (4) 国民健康保険一部負担金/減額 /免除/徴収猶予/申請書(第5条 第1項関係) 様式第4号
 - (5) 国民健康保険一部負担金/減額 /免除/徴収猶予/決定通知書(第 5条第2項関係) 様式第5号
 - (6) 国民健康保険一部負担金/減額 /免除/徴収猶予/証明書(第5条 第3項関係) 様式第6号
 - (7) 国民健康保険一部負担金/減額 /免除/徴収猶予//変更/取消 /通知書(第6条第3項関係) 様 式第7号
 - (8)から(11)まで 削除
 - (12) 国民健康保険出産育児一時金支給申請書(第7条関係) 様式第12号
 - (13) 国民健康保険葬祭費支給申請 書(第8条関係) 様式第13号

- (14)及び(15)削除
- (16) 国民健康保険料等徴収職員証(第9条関係) 様式第16号
- (17) 国民健康保険料等滞納処分執 行職員証(第10条第3項関係) 様 式第17号
- (18)から(20)まで 削除
- (21) 国民健康保険料納付書兼領収 証書 様式第21号
- (22) 国民健康保険料納付書兼領収証書(オンライン分) 様式第22号
- (23) 国民健康保険料領収証書(複写用) 様式第23号
- (24) 削除
- (25) 国民健康保険料督促状 (第12条 関係) 様式第25号
- (26) 国民健康保険料徴収猶予申請書(第13条の4第1項関係) 様式第26号
- (27) 国民健康保険料減免申請書(第13条の4第1項関係) 様式第27号
- (28) 国民健康保険料/減免/徴収猶予//承認/不承認/通知書(第13条の4第2項関係) 様式第28号

国民健康保険法施行規則(昭 和33年厚生省令第53号)による届書 その他の書類のうち必要と認めるも のの様式は、主管局長が定める。

(施行細目の委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

(29) 国民健康保険料減免理由消滅 申告書(第13条の4第3項関係) 様式第29号

(30) 削除

2 国民健康保険法施行規則(昭和33 年厚生省令第53号)による届書その 他の書類のうち必要と認めるものの 様式は、福祉局長が定める。

(施行細目の委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

様式第1号から様式第15号までを削り、様式第16号を様式第1号とし、様式第17号を様式第2号とし、様式第18号から様式第30号までを削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の神戸市国民健康保険条例施行規則第7条の3の規定は、この規則の施行の日以後にされた出産に係る出産育児一時金の加算について適用し、同日前にされた出産に係る出産育児一時金の加算については、なお 従前の例による。 神戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第37号

神戸市契約規則の一部を改正する規則

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(無効の入札)	(無効の入札)
第12条 次の各号のいずれかに該当す	第12条 次の各号のいずれかに該当す
る入札は、無効とする。	る入札は、無効とする。
(1)、(2) [略]	(1)、(2) [略]
(3) 入札書に記名がないとき。	(3) 入札書に記名 <u>及び押印</u> がないと
	き。
(4)~(10) [略]	(4)~(10) [略]
	(11)入札書の金額を訂正した場合に
	おいて訂正印の押印がないとき。
<u>(11)</u> [略]	<u>(12)</u> [略]
(契約締結の手続)	(契約締結の手続)
第20条 落札者は、落札決定の日から	第20条 落札者は、落札決定の日から
5日(神戸市の休日を定める条例(平	5日(神戸市の休日を定める条例(平

成3年3月条例第28号)第2条第1 項各号に掲げる本市の休日の日数は、 算入しない。)以内に記名押印のあ る契約書 (契約内容を記録した電磁 的記録(地方自治法第234条第5項の 措置を講じたものに限る。)を含む。) その他の必要な書類を提出し、かつ、 契約保証金を納付しなければならない。ただし、市長においてやむを得 ない事情があると認めるときは、こ の期限を延長することができる。

(契約書又は請書の省略)

- 第23条 次の各号に掲げる場合においては、契約書の提出を省略し、請書を提出させることができる。
 - (1) 契約金額が100万円<u>以下</u>の契約 をするとき。
 - $(2) \sim (5)$ 「略]
- 2 [略]

(契約保証金の納付)

- 第24条 地方自治法施行令第167条の 16第1項の規定により規則で定める 契約の相手方に納付させる契約保証 金の額は、契約金額の100分の3以上 (物品売却システムを利用して行う 入札にあつては、予定価格の100分の 5以上)の額とする。
- 2 前項の契約保証金の納付は、次に

成3年3月条例第28号)第2条第1 項各号に掲げる本市の休日の日数は、 算入しない。)以内に記名押印のあ る契約書その他の必要な書類を提出 し、かつ、契約保証金を納付しなけ ればならない。ただし、市長におい てやむを得ない事情があると認める ときは、この期限を延長することが できる。

(契約書又は請書の省略)

- 第23条 次の各号に掲げる場合においては、契約書の提出を省略し、請書を提出させることができる。
 - (1) 契約金額が100万円<u>未満</u>の契約 をするとき。
 - $(2) \sim (5)$ 「略]
- 2 [略]

(契約保証金の納付)

- 第24条 契約の相手方に納付させる契 約保証金の額は、契約金額の100分の 3以上(物品売却システムを利用し て行う入札にあつては、予定価格の 100分の5以上)の額とする。
- 2 第8条の規定は、前項の契約保証

掲げる担保の提供をもつてこれに代 えることができることとし、その担 保の価値は当該各号に掲げる担保に 応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 第8条各号に掲げるもの 同条 各号に掲げる担保に応じ同条各号 に定める額
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関 する法律(昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業 会社の保証 その保証する額
- (3) その他銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証 その保証する額

- 3 市長は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。
- 4 前項の保証契約を締結する場合に

金の納付について準用する。

- 3 第1項の契約保証金の納付は、銀 行又は市長が確実と認める金融機関 の保証の提供をもつて代えることが できる。
- 4 市長は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

おいては、前条の規定により、契約 書を省略し、請書を省略させること ができる。

(契約保証金等の追徴)

第37条 市長は、第35条第1項又は第 2項の規定に基づく履行期限の延長 又は契約金額の増減により、既納の 契約保証金又は第24条第2項の規定 により既に提供を受けた担保(以証金 によいて「既納の契約保証金とはて「既納の契約保証金とであるという。)に不足が生じた金又は は、当該不足に係る契約保証金さは、 同項の規定による担保を追徴するに必 要がない。 でない。

2 [略]

(部分払)

第41条 [略]

2、3 「略]

(契約保証金等の追徴)

第37条 市長は、第35条第1項又は第 2項の規定に基づく履行期限の延長 又は契約金額の増減により、既納の 契約保証金又は第24条第2項におい て準用する第8条の規定により既に 提供を受けた担保若しくは第24条第 3項の規定により既に提供を受けた 保証(以下この条において「既納の 契約保証金等」という。)に不足が 生じたときは、当該不足に係る契約 保証金又は同条第2項において準用 する第8条の規定による担保若しく は第24条第3項の規定による保証を 追徴することができる。ただし、市 長が特に必要がないと認めるときは、 この限りでない。

2 [略]

(部分払)

第41条 [略]

2、3 [略]

4 第1項の請求をする場合において 市長がその必要がないと認めるもの を除き、その既済部分については、 本市を被保険者とした火災保険その

他の保険の契約証書を添付しなければならない。この場合において、保険の種類、金額及び期間は、市長の指示するところによる。

4 [略]

5 [略]

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則による改正後の神戸市契約規則(以下「新規則」という。)第23条 第1項第1号の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前 に締結する契約については、なお従前の例による。
- 3 新規則第37条第1項の規定は、施行日以後に新規則第24条第2項の規定により担保の提供を受けた場合について適用し、施行日前にこの規則による改正前の神戸市契約規則(以下「旧規則」という。)第24条第2項において準用する第8条の規定により担保の提供を受けた場合又は旧規則第24条第3項の規定により保証の提供を受けた場合については、なお従前の例による。

告 示

神戸市告示第616号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月22日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人Future Code
代表者	大類 隼人
所 在 地	神戸市中央区小野柄通6丁目1-22-602
目 的	この法人は、発展途上国の自然災害被災者、貧困者又は難民に対する医療 救援事業又は現地の地域経済活性化事業として、医療従事者育成事業及び医 療に関するインフラ整備事業その他の医療支援事業並びに職業訓練等の教育 事業及び雇用機会創出事業を行い、またこれらの事業を推進するための啓発 事業及び人材育成事業を行うことにより、国際貢献に寄与することを目的と する。
有効期間	5年間(令和3年9月23日から令和8年9月22日まで)

神戸市告示第617号

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により定めた景観計画(平成18年2月告示第521号)を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、当該変更後の景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年12月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 景観計画の名称 神戸市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域

神戸市の行政区域(地先公有水面を含む。ただし、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例(平成8年4月条例第10号)第7条に基づき指定された人と自然との共生ゾーンを除く。)

- 3 変更に係る効力の発生する日 令和4年4月1日
- 4 縦覧の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

神戸市都市局景観政策課

神戸市告示第618号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条の2第1項の認可を したので、同条第10項の規定によりつぎのとおり告示する。

令和3年12月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

東二郎上自治会

2 規約に定める目的

この会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲る事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。
- (4) 福利、厚生等に関すること。
- (5) 生活改善、文化、体育等に関すること。
- (6) 防火、防犯等に関すること。
- (7) 市政への協力及び他団体との連絡調整に関すること。
- (8) その他目的達成に必要なこと。
- 3 区域

神戸市北区有野町二郎281番地から516番地、同641番地から745番地、同940番地から971番地、同1001番地から1035番地までとする。

4 主たる事務所

神戸市北区有野町二郎字成尾421番地の1

5 代表者の名前

芝 亮平

6 代表者の住所

神戸市北区有野町二郎488番地

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。

11 認可年月日

令和3年12月21日

神戸市告示第619号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年1月10日まで一般の縦覧に供する。

令和3年12月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路線名	区	間	新旧 別	延 (メ-	長 -トル)	幅 (メー	員 -トル)
県道	神戸三木線	神戸市西区押音	新		166. 40	最大	17. 40	
		山701番1地先	から				最小	9. 00
		神戸市西区押音	旧		166. 40	最大	18. 90	
		山696番1地先	まで				最小	9. 60

神戸市告示第620号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和3年12月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 都市計画の種類
 神戸国際港都建設計画道路
- 2 都市計画の名称3.5.85号東山菊水線

神戸市告示第621号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、 及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。 別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

- 3 返還事務を行う時間
 - (ア) 西神保管所及び学園都市保管所
 - (イ) 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。
 - (ウ) 土曜日 午後1時から午後5時まで。

条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め(日曜日,祝日を除く)連続6日間、平日午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住 所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示し なければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から 1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不 相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができない ときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保 管及び返還の 場所	自転車等が置かれ、又 は放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及 び保管した 年月日	問い合わせ先
西区高塚台6	西神南駅周辺内 自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和3年11 月18日	西区玉津町今 津字宮の西
丁目 西神保管所 電話992-3763	西建設事務所管内 自転車等放置禁止区域 外長期放置	自転車 3台	令和3年11 月25日	333番地の1 建設局西建設 事務所
西区学園西町 3丁目2番地 学園都市保管 所 電話795-4618	伊川谷駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和3年11 月11日	電話912-3750

神戸市告示第622号

次の医療機関について、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

名 称	所	在	地	指定年月日
訪問看護ステーション サーマルケア	神戸市兵庫区	笠松通6]	「目1番17号	令和3年11月1日

神戸市告示第623号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新) 独立行政法人労働者健康安全機構 神戸労災病院 (旧) 独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院	神戸市中央区籠池通4丁目1番23号	平成28年4月1日
(新)神戸静脈瘤クリニック (旧)神戸日帰り手術クリニ ック	神戸市中央区磯上通7丁目1番8号	令和3年11月11日

神戸市告示第624号

次の施術者について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名		施術所の所在地	指定年月日
訪問鍼灸たか 兵庫治療院	藤田 小春	李	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和3年12月1日
からだ元気治療院 兵庫店	武内修		神戸市長田区御屋敷通6丁目4番7 号	令和3年12月1日
訪問鍼灸たか	藤田 小春	季	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1 号	令和3年12月1日

神戸市告示第625号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月11日

当該変更にか かる介護事業 所の名称	当該変更にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	変更年月日	サービス種類
(新)独立行政 法人労働者健 康安全機構 神戸労災病院 (旧)独立行政 法人労働者健 康福祉機構 神戸労災病院	神戸市中央区 籠池通4丁目 1番23号	独立行政法人 労働者健康安 全機構	神戸市中央区籠 池通4丁目1番 23号	平成28年4月1日	訪問リテ居 指 防 が リン
(新)神戸静脈 瘤クリニック	神戸市中央区 磯上通7丁目 1番8号	医療法人社団 Advanc ed. Sur geons	東京都立川市柴 崎町2丁目1番 4号	令和3年11 月11日	訪問看護 訪 問リハビリテ ーション 通 所リハビリテ

			113 A TI		
(旧) 神戸日帰 り手術クリ ニック					を を を で で で で で で で で で で で で で
機能訓練特化 型カフェ+ト レーニング I S A I	(新) 神戸市須 磨区多井畑東 町2番1号 (旧) 神戸市須 磨区車字霜ノ 下1275-12	合同会社AQ US	神戸市須磨区横 尾8丁目1番地 の1	令和2年12 月1日	通所介護 介護 予防通所介護 地域密着 型通所介護 介護予防通所 サービス
AQUS	(新)神戸市須 磨区車字仏坂 816 (旧)神戸市須 磨区多井畑東 町2番1号	合同会社AQ US	神戸市須磨区横 尾8丁目1番地 の1	令和2年12 月1日	通所介護 が 護予防通所 サービス
居宅介護支援 事業所 アス カケアライフ	(新) 神戸市中 央区宮本通3 丁目1番30号 (旧) 神戸市中 央区生田町3 丁目3番19号	有限会社 ア スカケアライ フ	神戸市中央区宮 本通3丁目1番 30号	令和2年7 月1日	居宅介護支援
(新) グループホーム愛魚崎北町(旧) グループホームウッドランド魚崎北町	神戸市東灘区 魚崎北町2丁 目3番4号	株式会社愛ホームサービス	神戸市兵庫区下 沢通8丁目2番 20号	令和3年4 月1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護

神戸市告示第626号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

当該廃止にか かる介護事業 所の名称	当該廃止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	廃止年月日	サービス種類
田所病院	神戸市灘区船 寺通1丁目2 番1号	濵﨑 昌丈	神戸市灘区篠原 伯母野山町2丁 目3番1号	令和3年11 月30日	短期入所療養 介護 介護療 養型医療施設
訪問介護事業 所ケア・サー ビスねむの木	神戸市中央区 下山手通5丁 目7番7号	株式会社 ね むの木	神戸市中央区下 山手通5丁目7 番7号	令和3年11 月30日	訪問介護 介護予防訪問介護

神戸市告示第627号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり 指定した。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 公の施設
 - 神戸市中央区港島中町6丁目9番地の1 神戸国際会議場
- 2 指定管理者

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 神戸コンベンションコンソーシアム 代表者 一般財団法人神戸観光局 代表理事 尾山 基

3 指定期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第628号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり 指定した。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設

神戸市中央区港島中町6丁目11番地の1 神戸国際展示場

2 指定管理者

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 神戸コンベンションコンソーシアム 代表者 一般財団法人神戸観光局 代表理事 尾山 基

3 指定期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第629号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として令和3年12月24日付けで次のとおり指定をしたので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

指定をした道路の部分

- 1 一般市道葺合南146号線の区間のうち中央区雲井通5丁目301番地先から中央区雲井通5丁目324番地先までの上下線
- 2 一般市道電鉄北線の区間のうち東灘区本庄町深江55番2地先から東灘区魚崎中町1丁目 822番3地先までの上下線部分
- 3 一般市道相生通線の区間のうち東灘区魚崎中町1丁目822番3地先から東灘区魚崎中町4 丁目76番2地先までの上下線部分

神戸市告示第 630 号

令和3年第2回定例市会で令和3年12月6日議決された令和3年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

令和3年度神戸市一般会計補正予算

令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,354,000千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ900,000,049千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。 (債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国 庫 支 出 金	1 負 担 金2 補 助 金	千円 194, 125, 111 163, 277, 822 29, 552, 932	千円 7, 336, 000 394, 000 6, 942, 000	千円 201, 461, 111 163, 671, 822 36, 494, 932
19 県 支 出 金	2 補 助 金	57, 175, 703 15, 940, 512	8, 000 8, 000	57, 183, 703 15, 948, 512
21 寄 附 金	1 寄 附 金	1, 694, 690 1, 694, 690	10, 000 10, 000	1, 704, 690 1, 704, 690
歳入	숨 計	892, 646, 049	7, 354, 000	900, 000, 049

歳出

	款			-	項			補正前の額	補	正	額	計
5 衛	生	費	2 公	衆	衛	生	費	千円 58, 091, 916 41, 427, 028		7, 354 7, 354		千円 65, 445, 916 48, 781, 028
	歳	出	合	計				892, 646, 049		7, 354	, 000	900, 000, 049

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
4 民 生 費	1 民 生 総 務 費 8 民生施設整備費	鉄道駅舎エレベーター等設置補助 老人福祉施設整備	千円 163, 998 1, 066, 500
		民生施設整備	22, 000
9 土 木 費	2 道路橋梁費	街灯補修	45, 000
	3 道路橋梁整備費	道路改良	4, 122, 850
		道路補修	60,000
		橋梁整備	1, 777, 406
	5 公園緑地整備費	公園整備	1, 094, 306
	6 河 川 砂 防 費	河川改修	93, 000
	7 海 岸 保 全 費	海岸保全施設整備	965, 200
	8港湾防災費	神戸港高潮対策緊急事業	660, 000
10 都 市 計 画 費	1 都市計画総務費	都市再生推進	2, 632, 701
		公共交通体系整備	631,060
	2 都市改造事業費	都市改造事業促進	50,000
	3 再開発事業費	再開発事業促進	61, 240
		組合等再開発	186, 100
		都市景観等整備	100, 800
	4 街路事業費	街路立体交差	312,000
		街路築造	597, 000
11 住 宅 費	1 住 宅 総 務 費	住環境整備	214, 900
		建築指導	17, 000
13 教 育 費	11 社 会 教 育 費	動物園事業	85, 000

第 3 表 債務負担行為補正

事項	補正	前	補正	後
事 埃	期間	限度額	期間	限度額
令和4年度指定管理		千円		千円
令 和 4 年 度 指 定 管 理 (港 島 南 球 技 場)	_	_	令和3~8年度	139, 000
認知症神戸モデル事故救済制度	_	_	令和3~6年度	268, 000
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	_	_	令和3~4年度	476, 000
保健所業務デジタル化推進	_	_	令和3~4年度	10, 000
令 和 4 年 度 指 定 管 理 (本 庄 児 童 館 ほ か)	_	_	令和3~8年度	2, 415, 000
令 和 3 年 度 道 路 改 良	_	_	令和3~4年度	107, 000
令 和 3 年 度 橋 梁 整 備	令和3~5年度	1, 480, 000	令和3~6年度	1, 720, 000
PFIアドバイザリー業務	_	_	令和3~4年度	40, 000

令和3年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和3年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (債務負担行為)

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

事項	期間	限 度 額
		千円
令和3年度指定管理(神戸駅南駐車場)	令和3~7年度	251, 000

令和3年度神戸市市街地再開発事業費補正予算

令和3年度神戸市市街地再開発事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金額
			千円
市街地再開発 事業費	市街地再開発 業 費	新長田駅南地区復興市街地再開発	182, 017
2 市街地再開発管理 事 業 費	1 市街地再開発管理 業 費	再開発管理事業	38, 237

令和3年度神戸市営住宅事業費補正予算

令和3年度神戸市営住宅事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市営住宅建設 1 事 業 費	1 市営住宅建設 1 事 業 費	市営住宅建設	千円 3,676,000
2 市営住宅管理 業 費	市営住宅管理 業 費	市営住宅管理	3, 651, 000

令和3年度神戸市介護保険事業費補正予算

令和3年度神戸市介護保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (債務負担行為の補正)

債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

事項	期間	限 度 額
要介護認定調査等	令和3~8年度	千円 1, 955, 000

神戸市告示第631号

令和3年第2回定例市会で令和3年12月7日議決された令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

令和3年度神戸市一般会計補正予算

令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,570,000千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ936,570,049千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 補 正 額		計
18 国 庫 支 出 金	2 補 助 金	千円 201, 461, 111 36, 494, 932	千円 36, 570, 000 36, 570, 000	千円 238, 031, 111 73, 064, 932
歳入	合 計	900, 000, 049	36, 570, 000	936, 570, 049

歳出

款		項	補正前の額	補 正 額	計
4 民 生	費	1 民 生 総 務 費3 こ ど も 家 庭 費	千円 298, 055, 462 28, 935, 964 104, 331, 189	千円 36, 570, 000 24, 200, 000 12, 370, 000	千円 334, 625, 462 53, 135, 964 116, 701, 189
歳	出	슴 計	900, 000, 049	36, 570, 000	936, 570, 049

神戸市告示第632号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 51条第1号の規定により告示する。

令和4年1月11日

						九 吉 旭
事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種 類
2810200994	土屋訪問介 護事業所神 戸灘センタ	兵庫県神戸 市灘区八幡 町1-9- 20 六甲小 川マンショ ン105	セリュック ス・ロジ株 式会社	兵庫県西宮 市戸田町 5 番16号 西 宮ビル 5 F	令和3年12 月1日	居宅介護
2810200994	土屋訪問介 護事業所神 戸灘センタ ー	兵庫県神戸 市灘区八幡 町1-9- 20 六甲小 川マンショ ン105	セリュック ス・ロジ株 式会社	兵庫県西宮 市戸田町 5 番16号 西 宮ビル 5 F	令和3年12 月1日	重度訪問介護
2810501706	ケアステー ション輝	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通2丁目 1番6号栄 光ハイツ 101号	株式会社輝	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通5丁目 4番12号酒 井ハイツ 201号	令和3年12 月1日	居宅介護
2810501706	ケアステー ション輝	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通2丁目 1番6号栄 光ハイツ 101号	株式会社輝	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通5丁目 4番12号酒 井ハイツ 201号	令和3年12 月1日	重度訪問介護
2810501706	ケアステーション輝	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通2丁目 1番6号栄 光ハイツ 101号	株式会社輝	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通5丁目 4番12号酒 井ハイツ 201号	令和3年12 月1日	同行援護
2815101973	訪問介護ス	兵庫県神戸	Arrow	兵庫県神戸	令和3年12	同行援護

	テーション ゆりの郷	市中央区雲 井通4丁目 1-25-402	Care 株式会社	市中央区磯 上通3丁目 2番25- 1206	月1日	
2810101374	B型支援事 業所 シリ ウス	兵庫県神戸 市東灘区住 吉宮町 6 丁 目16-17 サンリット 御影 1 F ー B号	ワンダブル オー株式会 社	兵庫県神戸 市中央区海 岸通三丁目 1番5号	令和3年12 月1日	就労継続支援(B型)
2815101635	就労定着支援事業所つばさ	兵庫県神戸 市中央区海 岸通2丁目 1-2 共 栄ビルディ ング902	株式会社タイムラック	兵庫県神戸 市北区山田 町上谷上字 古々山31- 1	令和3年12 月1日	就労定着
2815101981	アトリエR in	兵庫県神戸 市中央区磯 辺通3丁目 1番2号大 和地所三宮 ビル307号	株式会社T AKASH IMA	兵庫県神戸 市中央区熊 内町二丁目 3番6号W ADAHO USE1号	令和3年12 月1日	就労継続习援(B型)
2815101999	スマイル工場	兵庫県神戸 市中央区東 川崎町5丁 目6-11	特定非営利 活動法人ス マイル工場	兵庫県神戸 市中央区港 島九丁目11 番地1	令和3年12 月1日	就労継続う援(A型)
2815202037	ミルク	兵庫県神戸 市西区王塚 台7丁目30 新吉田第三 住宅109・ 110	合同会社こころ	兵庫県神戸 市西区玉津 町新方190 番地の10	令和3年12 月1日	就労継続達 援(B型)
2820800155	ここしあ	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞3丁目 5-20- 502	Infin i株式会社	兵庫県神戸 市北区松宮 台一丁目 5 番地の18	令和3年12 月1日	共同生活抗助

神戸市告示第633号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号)第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51 条第2号の規定により告示する。

令和4年1月11日

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種 類
2810601282	エポック障 がい福祉サ ービス事業 所	兵庫県神戸 市長田区久 保町5丁目1 番1 アス タくにづか 3番館1F	株式会社エ ポック・ラ イフケアサ ービス	兵庫県神戸 市長田区久 保町5丁目 1番1	令和3年11 月30日	居宅介護
2810601282	エポック障 がい福祉サ ービス事業 所	兵庫県神戸 市長田区久 保町5丁目1 番1 アス タくにづか 3番館1F	株式会社エ ポック・ラ イフケアサ ービス	兵庫県神戸 市長田区久 保町5丁目 1番1	令和3年11 月30日	重度訪問介護
2815100702	訪問介護事 業所ケア・ サービスね むの木	兵庫県神戸 市中央区下 山手通5丁 目7-7- 602	株式会社ねむの木	兵庫県神戸 市中央区下 山手通5丁 目7-7	令和3年11 月30日	居宅介護
2815100702	訪問介護事 業所ケア・ サービスね むの木	兵庫県神戸 市中央区下 山手通5丁 目7-7- 602	株式会社ねむの木	兵庫県神戸 市中央区下 山手通5丁 目7-7	令和3年11 月30日	重度訪問介護
2815100702	訪問介護事 業所ケア・ サービスね むの木	兵庫県神戸 市中央区下 山手通5丁 目7-7- 602	株式会社ねむの木	兵庫県神戸 市中央区下 山手通5丁 目7-7	令和3年11 月30日	同行援護
2810601647	生活介護フリースペ	兵庫県神戸 市長田区菅	特定非営利活動法人信	兵庫県神戸 市長田区御	令和3年11 月30日	生活介護

	ース	かり	原通7丁目	親	蔵通6丁目		
	ん		32 - 101		17番地		

神戸市告示第634号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種 類
2830800146	リバティド リーム	兵庫県神戸 市垂水区南 多聞台8丁 目13番6号	株式会社リバティ	兵庫県神戸 市垂水区南 多聞台8丁 目13番6号	令和3年11 月30日	計画相談支援

神戸市告示第635号

次の事業者について、児童福祉法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和4年1月11日

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種 類
2870800139	リバティド リーム	兵庫県神戸 市垂水区南 多聞台8丁 目13番6号	株式会社リバティ	兵庫県神戸 市垂水区南 多聞台8丁 目13番6号	令和3年11 月30日	障害児相談 支援

神戸市告示第636号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年1月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年1月25日まで一般の縦 覧に供する。

令和4年1月11日

神戸市 代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	 路線名	区間	延長	幅員
種類		E III	(メートル)	(メートル)
市道	神出東2号線	神戸市西区神出町田井字池ノ下2213	169. 80	最大 5.70
		番地先から		最小 4.30
		神戸市西区神出町田井字池ノ下2209		
		番1地先まで		
	神出東 4 号線	神戸市西区神出町東字柳原2276番地	81. 40	最大 6.80
		先から		最小 4.00
		神戸市西区神出町東字柳原2408番地		
		先まで		
	神出東5号線	神戸市西区神出町田井字期緑2232番	515. 60	最大 7.20
		地先から		最小 4.80
		神戸市西区神出町東字奥ノ垣2511番		
		地先まで		
	神出東 6 号線	神戸市西区神出町北字大北1037番地	227. 90	最大 9.30
		先から		最小 4.40
		神戸市西区神出町北字大北1020番地		
		先まで		
	神出東7号線	神戸市西区神出町北字大歳前1044番	59. 00	最大 6.30
		地先から		最小 5.30
		神戸市西区神出町北字大北1042番地		
	##111 # O FT % #	先まで	100 10	H I. 0 10
	神出東8号線	神戸市西区神出町東字追ノ谷926番2	468. 40	最大 8.40
		地先から 神戸市西区神出町北字大北1033番地		最小 4.50
		株まで 株まで		
	神山車の早炉		320. 80	最大 9.90
	神出東9号線	神戸市西区神出町北字清水谷1073番 地先	320. 80	最大 9.90 最小 5.20
		地元 神戸市西区神出町北字上人ノ谷1112		AX/1, 0.20
		番地先		
	 神出東11号線	神戸市西区神出町北字清水谷1096番	148. 50	最大 6.90
		LL)	140.00	42/

	地先から 神戸市西区神出町北字清水谷1094番 地先まで		最小	4. 30
神出東12号線	神戸市西区神出町東字奥ノ垣2489番 地先から 神戸市西区神出町東字奥ノ垣2505番 地先まで	62. 10	最大最小	7. 20 6. 40
神出東13号線	神戸市西区神出町東字奥ノ垣2476番 地先から 神戸市西区神出町東字奥ノ垣2486番 地先まで	91. 60	最大最小	8. 20 5. 40
神出東14号線	神戸市西区神出町東字奥ノ垣2511番 地先から 神戸市西区神出町北字上人ノ谷1112 番地先まで	180. 40	最大最小	8. 60 5. 20
神出東16号線	神戸市西区神出町東字山ノ尾2649番 地先から 神戸市西区神出町東字赤坂2623番地 先まで	621. 80	最大最小	6. 80 4. 80
神出東17号線	神戸市西区神出町東字赤坂2596番地 先から 神戸市西区神出町東字赤坂2620番地 先まで	187. 60	最大最小	7. 10 4. 40
神出東18号線	神戸市西区神出町東字赤坂2624番 2 地先から 神戸市西区神出町広谷字北岡1134番 地先まで	506. 60	最大最小	8. 60 3. 40

神戸市告示第637号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年1月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年1月25日まで一般の縦 覧に供する。

令和4年1月11日

神戸市

道路の 種類	路線名	区	間	新旧 別	延 (メー	長 -トル)	幅 (メー	員・トル)
市道	神出村第11号 線	神戸市西区神日822地先から	出町東字柳原	新		198. 30	最大 最小	6. 50 2. 50
		神戸市西区神と 2422地先まで	出町東字中田	旧		198. 30	最大 最小	4. 20 2. 20

神戸市告示第638号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。 その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

県営ほ場整備事業神出地区第5-2工区内の従前の市道路線。ただし、神出村第11号線を除く。

神戸市告示第639号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年1月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年1月25日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月11日

神戸市

道路の 種類	路線名	区	間	新旧 別	延 (メー	長 トル)	幅 (メー	員・トル)
市道	美穂が丘1号 線		神戸市西区押部谷町福住字北			9. 40	最大 最小	12. 40 12. 30
	形形		山628番566地先から					
		神戸市西区美穂が丘1丁目8		旧		9. 40	最大	12. 30
		番2地先まで					最小	9. 70

神戸市告示第640号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年1月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年1月25日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路線名	区	間	新旧別	延 (メー	長 トル)	幅 (メー	員 トル)
市道	二郎2号線	神戸市北区有野町917番23地先から		新		46. 80	最大 最小	8. 00 4. 00
		神戸市北区有野 668番2地先まで		旧		46. 80	最大 最小	4. 00 4. 00

神戸市告示第641号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年1月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年1月25日まで一般の縦覧に供する。

令和3年1月11日

神戸市

道路の 種類	路線名	区間	延 長 (メートル)	幅 り (メート)	員 ル)
市道	上小名田32号 線	神戸市北区八多町上小名田字鯖ノワ タ311番地先から 神戸市北区八多町上小名田字畑ノ垣 内2522番地先まで	92. 00		. 30
	吉尾3号線	神戸市北区八多町上小名田字ふけ 2500番1地先から 神戸市北区八多町吉尾字西側1419番 地先まで	166. 00		. 80
	吉尾5号線	神戸市北区八多町吉尾字西側1421番 1地先から 神戸市北区八多町吉尾字西側1442番	434. 00		. 60 . 50

	地先まで			
吉尾6号線	神戸市北区八多町吉尾字西側196番1 地先から 神戸市北区八多町吉尾字西側1439番 地先まで	142. 00	最小	7. 20 4. 60
吉尾7号線	神戸市北区八多町吉尾字ふけ1478番 地先から 神戸市北区八多町吉尾字ふけ247番1 地先まで	255. 00	最大最小	12. 40 4. 80
吉尾8号線	神戸市北区八多町吉尾字中筋1498番 地先から 神戸市北区八多町吉尾字中筋1493番 地先まで	60. 00	最大最小	5. 60 4. 30
吉尾9号線	神戸市北区八多町吉尾字中筋1493番 地先から 神戸市北区八多町吉尾字中筋320番地 先まで	164. 00	最大最小	5. 80 4. 60
吉尾10号線	神戸市北区八多町吉尾字中筋1514番 地先から 神戸市北区八多町吉尾字中筋358番1 地先まで	249. 00	最大最小	5. 60 4. 20
吉尾11号線	神戸市北区八多町吉尾字中通1524番 地先から 神戸市北区八多町吉尾字中通1527番 1地先まで	91.00	最大最小	7. 40 4. 60
吉尾13号線	神戸市北区八多町吉尾字中通1539番 地先から 神戸市北区八多町吉尾字中通1545番 1 地先まで	108. 00	最大最小	7. 20 4. 70
吉尾14号線	神戸市北区八多町吉尾字龍元469番地 先から 神戸市北区八多町吉尾字龍元1593番 地先まで	122. 00	最大最小	8. 60 4. 00
吉尾15号線	神戸市北区八多町吉尾鹿堀422番1地 先から 神戸市北区八多町附物字北ノ坊1642 番地先まで	1, 201. 00	最大最小	13. 00 5. 30
吉尾16号線	神戸市北区八多町吉尾字大松1574番	62. 00	最大	7. 50

	 地先から		最小	4. 40
	神戸市北区八多町吉尾字鹿堀1571番		42/1.	1. 10
	地先まで			
附物 4 号線	神戸市北区八多町附物字当田709番7	137. 00	最大	6. 80
	地先から		最小	4. 20
	神戸市北区八多町附物字杉ノ脇1540			
	番地先まで			
附物 6 号線	神戸市北区八多町附物字北ノ坊1624	145. 00	最大	12. 70
	番地先から		最小	5. 60
	神戸市北区八多町附物字矢口1573番			
	地先まで			
附物7号線	神戸市北区八多町附物字小路畑谷	245. 00	最大	14. 80
	1612番地先から		最小	4. 00
	神戸市北区八多町附物字北ノ坊1625			
	番地先まで			
附物8号線	神戸市北区八多町附物字三ン南1615	169. 00	最大	6. 50
	番地先から		最小	4. 10
	神戸市北区八多町附物字小路畑谷			
	1612番地先まで			
附物 9 号線	神戸市北区八多町附物字橋本1652番	117. 00	最大	6. 40
	地先から		最小	5. 50
	神戸市北区八多町附物字橋本876番1			
	地先まで			

神戸市告示第642号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年1月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年1月25日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月11日

神戸市

道路	か - PA	路線名	以		吸 始 <i>夕</i>		12,	間	新旧	延	長	幅	員
種類	岭	形的	和	<u>X</u>	[F]	別	(メー	トル)	(メー	トル)			
県道	県道 神戸三田線		神戸市北区有野	哥町二郎字大南	新		113. 30	最大	11. 30				
	県坦 神戸= 	Щ	NZK	501番14地先か	5				最小	9. 90			

		神戸市北区有野町二郎字アザ ミ谷471番1地先まで	旧	113. 30	最大最小	7. 90 4. 20
市道	有野里427号線	神戸市北区有野町二郎字大南 499番7地先から	新	359. 20	最大 最小	2. 00 1. 20
		神戸市北区有野町二郎字アザミ谷948番4地先まで	旧	115. 90	最大 最小	1. 60 1. 20
	有野町合併第 51号線	神戸市北区有野町二郎字上 443番5地先から	新	238. 30	最大 最小	7. 20 4. 50
		神戸市北区有野町二郎字上 456番1地先まで	旧	125. 80		1.00

公 告

神戸市公告第982号

西区櫨谷町松本において、一般競争入札により市有地を売却します。 令和3年12月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札物件の概要

(1) 所在、面積及び地目

西区櫨谷町松本字西谷802番17 原野 67㎡(公簿) 67.74㎡(実測) 西区櫨谷町松本字西谷802番21 山林 341㎡(公簿) 340.54㎡(実測)

(2) 用途地域・地区計画

用途地域 市街化調整区域 建ペい率 60% 容積率 100% 防火地域 未指定

その他の規制 宅地造成工事規制区域、環境保全区域、埋蔵文化財包蔵地

(3) 土地譲渡代金

土地譲渡代金(以下「譲渡代金」という。)は、一般競争入札により決定します。 入札は総額(最低売却価額4,080,000円)で行います。

2 入札参加者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加することはできません。また、随意契約に ついても同様とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 神戸市(以下「市」という。)における不動産の売払いに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ① 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- ② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
- ③ 正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき。
- ④ 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかったとき。
- ⑤ 市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 買受けた土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、役員もしくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第5条に該当する者)等でないこと。(いただいた法人等情報を入札参加資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があるとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、買戻権の行使、契約解除の対象となります。)
- (5) 以下の事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
 - ② 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生の手続きの申立て、若しくは民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者 (ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない)。
 - ③ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が 不 健全であると判断される法人。
 - ④ 禁固刑以上の刑に処され、その施行の終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体。
 - ⑤ 国税(法人税、消費税)、地方消費税及び市が賦課する税について未納の税額がある者。
 - ⑥ 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
 - ア 市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産 に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。
 - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位(以下「代表者等の地位」という。)に現にある者及び違反時にあった者。
 - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
- 3 契約にあたって付する主な特約事項
 - (1) 公序良俗に反する使用の禁止
 - ① 本件土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。
 - ② 本件土地の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して、①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
 - ③ ②の第三者が本件土地の所有権を移転する場合にも同様に①②の内容を転得者に承継

することを書面で義務づけなければならないこと。

- ④ 本件土地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して、①の定めに反する使用させてはならないこと。この場合において、譲受人は①の使用の禁止を免れるものではないこと。
- ⑤ ④の第三者が新たな第三者に本件土地を使用させる場合も同様に①④の内容を遵守させなければならない。
- (2) 風俗営業等の禁止
 - ① 契約締結の日から5年間、本件土地を風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する 法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性 風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用に供することはできま せん。
 - ② 契約締結の日から5年以内に本件土地を第三者に移転する場合には、その残存期間について、①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
 - ③ 契約締結の日から5年以内に本件土地を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対して、①の定めに反する使用をさせてはならないこと。この場合において、譲受人は①の使用の禁止を免れるものではないこと。
- (3) 実地調査等

上記(1)(2)について、本市が必要であると認めるときは実地調査等を行いますが、譲受人には協力義務があります。

(4) 違約金

上記の特約に違反したときは、下記の金額を違約金として神戸市に支払っていただきます。

- (1)(2)の特約に違反したとき:譲渡代金の100分の30に相当する金額
- (3)の特約に違反したとき:譲渡代金の100分の10に相当する金額
- (5) 買戻特約及び特約登記

(1)の特約に違反したときは、(4)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとします。買戻しの期間は、契約締結日から10年間とします。なお、本件土地は市街化調整区域にありますので、原則、買戻特約を登記しませんが、登記しない場合であっても買戻特約は有効です。

- 4 実施要領の配布期間、配布場所
 - (1) 配布期間

令和3年12月17日(金)から令和4年1月7日(金)まで

(本誌の休日を定める条例(平成3年3月条例28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)

午前9時から正午、午後1時から午後5時

(2) 配布場所及び問合せ先

都市局新都市管理課

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号(三宮国際ビル9階)

電話番号078-595-6781

5 申込書類の受付

- (1) 申込受付期間(事前の電話予約が必要) 令和4年2月14日(月)から令和4年2月18日(金) 午前9時から正午、午後1時から午後5時まで
- (2) 受付場所 都市局新都市管理課 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号(三宮国際ビル9階)
- (3) 方法 実施要領に定める提出書類を持参すること
- 6 入札日 令和4年3月30日(水)
- 7 契約時期令和4年4月13日(水)予定

神戸市公告第983号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用 集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年12月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所 別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期、 存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件 別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(以下「甲」という。)は、災害その他やむを得ない事由のため、 利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が借賃の支払期限までに借賃の支払をす ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地(以下「目的物」という。)が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、

甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、 神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。 ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借 を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合(農地利用集積円滑化団体)、(公社)ひょうご農林機構 (農地中間管理機構)については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

- ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用 と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微 である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に基づく共済掛金及び 賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途 協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は 増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、 その支出した額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する 事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認 められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用 しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表 (一般)

		利用権を設定	とする土地	設定する	利用権			
利用権の設定 を受ける者	利用権を設定する者	土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日終了年月日	貸 借 料 作 物	権利の種類	内容(土地の利 用目的を含む。)	借賃の支払の 方法
神戸市西区桜 が丘中町 宮﨑 章央	神戸市西区押 部谷町 中西 龍太	西区押部谷町 養田字小神 85-2	田 1,000	令和4年4月1日 令和5年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月 20日までに当 該年度に係る 借賃の全額を 甲の住所へ持 参する。
神戸市西区押 部谷町 山口 勝幸	神戸市西区押 部谷町 藤岡 浩子	西区押部谷町 栄字南万覚 1098	田 2, 986	令和4年4月1日 令和5年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 藤本 和宏	兵庫県芦屋市 公光町 坂本 三和 兵庫県芦屋市 平田町 坂本 久典	北区淡河町木 津字坂ヒダ 537 北区淡河町木 津字宮ノ谷 561	2, 390	令和4年1月1日 令和5年12月31日	35,800円/1筆45,900円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当ち日 に係るを開か にくるを明の指 定する預金口 座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 藤本 泰彦	兵庫県芦屋市 公光町 坂本 三和 兵庫県芦屋市 平田町 坂本 久典	北区淡河町木 津字宮ノ谷 562	田 3,100	令和4年1月1日 令和5年12月31日	46,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 に係る借賃の 全額を甲の打 全する預金口 座へ振り込む
神戸市西区伊 川谷町 定連 克己	神戸市西区伊 川谷町 赤松 正	西区伊川谷町 長坂字玉子原 454-4	1 '	本公告日 令和6年3月31日	30kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区糀 台 山根 健司	神戸市西区平 野町 戸田 陽生 戸田 眞砂子	西区平野町大 畑字畦代 352-1 西区平野町大 畑字畦代 353-1	田 781 田 568の内498	本公告日 令和6年3月31日	10,000円/1筆 10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保 町 大西 優作	神戸市西区神 出町 竹本 美紀	西区神出町田 井字焼岡 1755 西区神出町田 井字枯木 1807	720	本公告日 令和6年3月31日	10,000円/1筆40,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借貨 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市北区淡河町 今井 三代治	神戸市北区淡河町 永福 武	北区淡河町神 田字新尾 1525 北区淡河町神	2, 408	令和4年1月1日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

5360

		田字新尾 1527	2, 145					
神戸市北区八 多町	神戸市北区八 多町	北区八多町屏 風字藤ヶ生 1606	田 1,230	令和4年1月1日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
中澤 惣一郎	岡田 孝久	北区八多町屏 風字藤ヶ生 1607	田 1,604					
神戸市北区大 沢町 蒲池 研一	兵庫県三田市 南が丘 内垣 健 児玉 忍	北区大沢町簾 字上谷 1104	田 1,094	令和4年1月1日 令和8年12月31日	10,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該な に係る借賃の 全額を甲の記 定する預金日
神戸市北区大 沢町 乗池 邦晴		北区大沢町簾 字上谷 1084	田 2, 412	令和4年1月1日 令和8年12月31日	15,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	座へ振り込む 毎年12月20 までに当該 に係る甲の 定する預金 座へ振り込む
神戸市西区神	岡崎 千鶴 兵庫県宝塚市	西区神出町宝	H	本公告日		使用貸借権設定	水田として利用	
出町 金井 彰仁	山本野里 金井 健悟		802	令和8年3月31日		ON BY BIERRA		
神戸市西区神 出町 金井 彰仁	神戸市西区神 出町 金井 雅子	西区神出町宝 勢字上場道東 1655-3 西区神出町宝 勢字上場道東 1656-4	231	本公告日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区平野町	神戸市西区平 野町 藤田 宏美	西区平野町中 津字市ノ坪 7	田 2,884	本公告日 令和8年3月31日	31,700円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該: 度に係る借: の全額を甲・ 住所へ持参る。
神戸市北区道場町 塚本 厚	神戸市北区道 場町 塚本 敬子	北区道場町塩 田字城谷 1185	田 1,545	令和 4 年 1 月 1 日 令和13年12月31日	23, 100円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該な に係る借賃の 全額を甲の 所へ持参する
兵庫県三田市 末 松本 和久	神戸市北区道 場町 岡 俊子	北区道場町塩 田字尼ヶ谷 2023	田 416	令和4年1月1日 令和13年12月31日	玄米15kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全量を甲の 所へ持参する
神戸市北区鹿 の子台北町 中川 優	神戸市北区八 多町 廣畑 拓也 廣畑 絹子	北区大沢町神 付字川池 1307-1	田 1,359	令和4年1月1日 令和13年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該す に係る借賃の 全額を甲の 定する預金 座へ振り込む
神戸市北区大 沢町 仲東 伸和	神戸市北区大 沢町 仲東 正藏	北区大沢町市 原字大東 246-1 北区大沢町市 原字大東	195	令和4年1月1日 令和13年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
		272-1 北区大沢町市 原字大東 272-2 北区大沢町市 原字大東 275	畑 13 畑 128				普通畑として利用	
		北区大沢町市原字大東280 北区大沢町市	29 田				水田として利用	
		原字大東 282 北区大沢町市	618 畑				普通畑として利用	

	14 11. 1			/ /	-11-	11%		
		原字大東 287	6. 61					
		北区大沢町市 原字大東	田 210				水田として利用	
		288-2 北区大沢町市 原字大東	畑 23				普通畑として利用	
		318 北区大沢町市 原字大東	畑 9. 91					
		322 北区大沢町市	田				水田として利用	_
		原字大向井 340 北区大沢町市						
		原字大向井 341 北区大沢町市	466					
		原字大向井 342 北区大沢町市	231					
		原字大向井 344-1 北区大沢町市	363 田					
		原字野垂 1071 北区大沢町市	3, 421					
		原字野垂 1119 北区大沢町市	39					
		原字野垂 1122	19					
		北区大沢町市 原字野垂 1126	1H 46					
		北区大沢町市 原字原久谷 1415	畑 908				普通畑として利用	
		北区大沢町市 原字原久谷 1434	田 493				水田として利用	
		北区大沢町市 原字原久谷 1436	田 561					
		北区大沢町市 原字原久谷 1437	畑 102				普通畑として利用	
		北区大沢町市 原字原久谷	畑 861					
		1438 北区大沢町市 原字原久谷	田 954				水田として利用	-
		1439 北区大沢町市 原字原久谷	田 1,254					
		1440 北区大沢町市 原字原久谷	田 1,255					
		1441 北区大沢町市 原字原久谷 1442	畑 1,410				普通畑として利用	
神戸市北区淡 河町	神戸市北区淡河町	瀬字新田	田 4, 159	令和4年1月1 令和13年12月31		使用貸借権設定	水田として利用	
宮脇 二朗	田中 美紀	2995-1 北区淡河町野 瀬字新田 3004	田 1,356					
神戸市西区岩 岡町岩岡2133	神戸市西区岩岡町	岡字四ツ塚	田 1,487	本公告日 令和13年3月31	14,870円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20までに当該
有限会社 上岩岡農芸 代表取締役 敦見 昌弘	長尾 和子	2143-3 西区岩岡町岩 岡字四ツ塚 2144-1	田 1,969		19,690円/1筆			度に係る借 の全額を甲 住所へ持参 る。
神戸市西区大沢	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町 和田字上古野 621		本公告日 令和13年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 度に係る借
吉田 昭	岡野 弘							の全額を甲

								住所へ持参る。
神戸市西区大 沢 吉田 昭	神戸市西区押 部谷町 岡野 満壽美	西区押部谷町 和田字上古野 622	1 ' '	本公告日 令和13年3月31日	45kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該: 度に係る借 の全量を甲 住所へ持参
神戸市中央区 下山手通 5 T 目 7 - 18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗	神戸市西区王 塚台 岩崎 兵詞	西区神出町紫 合字尾崎 56	田 2, 200	令和3年12月28日 令和14年1月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区 下山手通 5 T 目 7 - 18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗	神戸市西区池 上 金月 仁美	西区伊川谷町 小寺字芝 412	田 1,987	令和3年12月28日 令和14年1月31日	39,740円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月 に乙の指定 る方法で支 う。
神戸市中央区 下山手通 5 丁 目 7 - 18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗	神戸市西区伊 川谷町 清水 啓文	西区伊川谷町 小寺字吉末 132-1	田 2, 413	令和3年12月28日 令和14年1月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区 下山手通 5 丁 目 7 - 18 公益社 団 法 人	神戸市西区岩 岡町 入江 雅文	西区岩岡町岩 岡字坂ノ下 735-1 西区岩岡町岩 岡字西場 876-1	1, 839	令和3年12月28日 令和14年1月31日	18,390円/1筆 10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月 に乙の指定 る方法で支 う。

神戸市公告第984号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年12月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所 別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期、

存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件 別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(以下「甲」という。)は、災害その他やむを得ない事由のため、 利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が借賃の支払期限までに借賃の支払をす ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地(以下「目的物」という。)が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、 神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。 ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合(農地利用集積円滑化団体)、(公社)ひょうご農林機構 (農地中間管理機構)については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用 と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微 である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に基づく共済掛金及び 賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途 協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は 増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、 その支出した額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する 事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認 められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用 しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものと する。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作 又は養畜の事業に常時従事しないとき。
- (13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

- ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又 は使用貸借権の解除をしないとき。
- イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。
- (14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原

状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表 (解付)

		利用権を設定	とする土地	設定する	利用権			
利用権の設定 を受ける者	利用権を設定 する者	十地の所在地	現況地目	開始年月日	貸 借 料	権利の種類	内容(土地の利 用目的を含む。)	借賃の支払の 方法
		工地(7)州土地	認定面積㎡	終了年月日	作物			
神戸市中央区 生田町3丁目 3-19 株式会社 畑Liffe 代表取締役 小笠原 由晃	神戸市西区神出町 萩原 秋男	西区神出町宝 勢字坊主谷 4871 西区神出町宝 勢字坊主谷 4872 西区神出町宝 勢字坊主谷 4880 西区神出町宝 勢字坊主谷 4880 西区神出町宝 勢字坊主谷 4881	加 加 1,296 加 1,204	本公告日 令和5年3月31日	12, 466円/1筆 14, 451円/1筆 13, 425円/1筆 19, 658円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日 までに当該年 度でに係るを を全所へ持 は甲の は甲預金 は甲預金 が が が が が が が が が に の を が の た が の た の た の た の た の た り た り た り た り た り た
兵庫県川西市 南花屋敷3丁 目13番6号 有限会社エヌ・ケイ・シー・ エンジニアリング 代表取締役 西尾 尚	神戸市北区長 尾町 西中 宏志	北区長尾町宅原字西豊浦3451	田 1,283	本公告日 令和5年12月31日	12,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに月20日 までにる借りの 全額を額を 全額を 全額を で 上でする で 大板り込む。

神戸市公告第985号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167 条の6及び神戸市契約規則 (昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第4条の規定 により、次の通り公告します。

令和3年12月21日

神戸市長 久 元 喜 造

- 入札に付する事項 神戸市障害支援区分認定業務一式
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次の(1)~(7)の要件をすべて満たす法人に限り入札に参加することができます。
 - (1) 令和2・3年度神戸市物品供給・製造請負・その他請負入札参加資格を有すること。
 - (2) 入札への参加申請受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準

要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (3) 経営状態が窮境にある者 (会社更生法平成14年法律第154号) の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者を除く。) でないこと。
- (4) 神戸市内に本店があること。
- (5) 下記要件のいずれかに該当する者。
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下 「障害者総合支援法」という。)第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業所
 - ② 指定特定相談支援事業者のうち神戸市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行うもの
 - ③ 介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人
- (6) プライバシーマークを取得していること。
- (7) ISO 9001、ISO 14001、ISO 27001を取得していること。
- 3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区東町113番地1 (郵便番号650-0031)

大神ビル7階

神戸市福祉局障害者支援課(以下「障害者支援課」という。)

電話番号078-322-6352

- 4 入札の参加に関する説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
 - (1) 交付期間

令和3年12月21日(火)から令和4年1月31日(月)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

障害者支援課

(3) 交付方法

無料交付

- 5 入札参加申請の日時及び場所
 - (1) 入札参加申請の日時

令和3年12月21日(火)から令和4年1月31日(月)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申請の場所

障害者支援課

(3) 入札参加申請に関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申請をした者に限ります。

- 6 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札日時

令和4年2月18日(金)午後4時から午後4時15分

(2) 開札日時

令和4年2月18日(金)入札締切後、直ちに開札実施

- (3) 入札及び開札の場所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館24階 1241会議室
- 7 入札保証金に関する事項 入札保証金は免除とします。
- 8 入札の無効に関する事項 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 開札を欠席したとき。
 - (2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
 - (3) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
 - (4) 入札書に記名及び押印がないとき。
 - (5) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
 - (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
 - (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
 - (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
 - (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
 - (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- 9 その他
 - (1) 入札方法

入札当日に、入札書を入札箱に投入すること。郵便による入札はできません。

(2) 落札者決定方法

落札者の決定は、神戸市障害認定調査センター業務に係る調査1件当たりの価格に調査予定件数を乗じた価格とその他固定費との合計額によって行い、規則第10条の規定により定めた予定価格以下の価格のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、調査1件当たりの単価は、市内の調査と市外の調査で異なる価格で入札することができます。

(3) 契約締結の手続

契約の締結は、令和4年4月1日(金)に行います。

(4) 入札説明書の内容は、神戸市ホームページで見ることができます。

(https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/recruit/20211221.html)

神戸市公告第993号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、 同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 建築協定の名称
 秋葉台地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置 神戸市西区秋葉台1丁目2番1 他

神戸市公告第994号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年12月24日

神戸市 代表者 神戸市長 久 元 喜 造

		£	土地の	表示		変更内容
市	区	町	字	地番	面積	多 史内谷
神戸	西	櫨谷町谷口	真谷	651番1のうち別 図の斜線部分	農業用施設用地に 用途区分を変更す る	
神戸	西	平野町常本	丹谷	341番の1のうち 別図の斜線部分	1,381㎡のうち 100㎡	農業用施設用地に 用途区分を変更す る
神戸	西	平野町常本	丹谷	341番の2のうち 別図の斜線部分	937㎡のうち 32㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する
神戸	西	神出町宝勢	畄	3901番のうち別図 の斜線部分	1,622㎡のうち 192.75㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する

別図は省略する。

神戸市公告第995号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、神戸農業振興地域整備計画を変更したので、同条例第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第11条第2項に基づき提出のあった意見書の要旨及び処理結果とともに公告

します。

なお、当該変更後の神戸農業振興地域整備計画書は、神戸市経済観光局農政計画課において 縦覧に供します。

令和3年12月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

意見書の要旨

意見書の提出なし

神戸市公告第996号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称 桜の杜IV建築協定
- 2 建築協定区域の位置神戸市須磨区桜の杜2丁目5番11 他

神戸市公告第997号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和3年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

- 都市計画の種類
 神戸国際港都建設計画道路
- 2 都市計画の名称3.5.85号東山菊水線

神戸市公告第998号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 設置する都市公園
 - (1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区	域	備考
森南町1丁目東広場	東灘区森南町1丁目			
森南町1丁目西広場	東灘区森南町1丁目	 神戸市建設局位	1. 医动态细细	
森南町2丁目広場	東灘区森南町2丁目			
森南町3丁目広場	東灘区森南町3丁目	備付けの図面の	フとわり	
本山中町1丁目広場	東灘区本山中町1丁目			

(2) 供用開始の年月日令和4年1月11日

神戸市公告第999号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 設置する都市公園
 - (1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区	域	備	考
永手町5丁目広場	灘区永手町5丁目				
稗原町1丁目広場	灘区稗原町1丁目	神戸市建設局公	、園部管理課		
稗原町2丁目広場	灘区稗原町2丁目	備付けの図面の)とおり		
六甲町1丁目北口広場	灘区六甲町1丁目				

(2) 供用開始の年月日 令和4年1月11日

神戸市公告第1000号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭

和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告します。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市垂水区歌敷山4丁目1931番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都千代田区九段南3丁目3番6号 大林新星和不動産株式会社

代表取締役社長 蛭間基夫

3 許可番号

令和3年6月15日 第7119号 (変更許可 令和3年12月17日 第1471号)

神戸市公告第1001号

神戸ファッション美術館条例施行規則(平成9年4月規則第10号)第10条第1項第3号の規定により、神戸ファッション美術館(展示室に限る。)を次のとおり休館する。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

休館日

令和4年1月18日(火)から令和4年1月28日(金)まで

神戸市公告第1002号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該意見書を次のとおり縦覧に供します。

令和4年1月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (仮称) クロスモール須磨

神戸市須磨区多井畑字池ノ奥上5番1の一部 外

2 提出された意見書の数

2 诵

- 3 提出された意見の概要
 - (1) 個人から提出された意見書

ア 建物配置図における「出入口①」付近の車両通行・渋滞発生及び交通安全に関する懸

念

- ・出入口①は、「池の奥上」交差点のすぐ北にあり、また付近にバス停もある。
- ・出入口①に面する道路は片側1車線であるため、出入口①に出入りする(特に入る) 車が行列をなすことで、当該交差点まで延びる大幅な渋滞が発生すると考える。
- ・特に多井畑方面の住民の多くはこの道路を利用するため渋滞となりやすく、さらにバスの遅延にもつながることは容易に想像できる。加えて、上記交通渋滞発生に伴い交通違反 (信号無視や渋滞列への割り込みや追い越し、横断歩道歩行者との接触等)による交通安全上の懸念も予想される。
- ・前述の懸念解消のための措置を要望する。例えば、出入口①へ出入りするための専用 道路(区間)や、バスの停車区域を設けるべきと考える。
- ・2021年9月上旬時点で、当該付近にすでに歩道が整備されているようだが、車両向けに見直すべきと考える。
- (2) 高倉台5団地管理組合から提出された意見書

ア 交通量の増加に伴う交通事故及び不法駐車

- ・当該敷地から市道高倉台環状線への出入に際して交通誘導員の配置をお願いします。
- ・周辺道路への不法駐車をしっかりと管理して下さい。
- 4 縦覧期間

令和4年1月11日から令和4年2月10日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第1003号

当該開発区域(工区)の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画 法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年1月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市西区平野町堅田字金屋下206番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 姫路市飾磨区鎌倉町 9 番地 レイチェル鎌倉201号室

山本 潤也 山本 智美

3 許可番号

令和3年9月22日 第8015号

消 防 局

神戸市消防公告第8号

消防法 (昭和23年法律第186号) 第17条の4第1項の規定により、次の防火対象物に対して 措置命令を行ったので、同条第3項の規定により公告します。

令和3年12月20日

神戸市長田消防署長 森 田 晃 司

防火対象物又は危険物の 製造所, 貯蔵所若しくは 取扱所の名称及び所在地	リバーウエスト五番街 神戸市長田区川西通5丁目103番地3及び103番地4
命令を受けた者の氏名又	有限会社ユニバーサルコーポレーション
は名称	取締役 大西 啓介
AAの中京	令和4年3月8日までに、上記対象物全体に消防法令で定める
命令の内容	技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。

水 道 局

神戸市水道局公印規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月21日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第15号

神戸市水道局公印規程等の一部を改正する規程

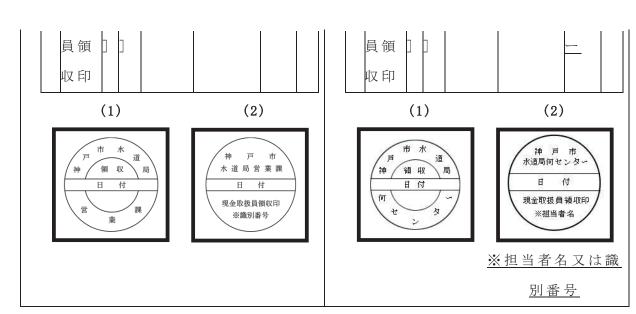
(水道局公印規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局公印規程 (昭和43年10月水道管理規程第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後									改正前							
別表	第 2	(5	第 3	条、第	12条関係	₹)		別	別表第2 (第3条、第12条関係)								
種	公印	番	書	寸法	使途	保管	備		種	公印	番	書	寸法	使途	保管	備	
類	の名	号	体	(ミリ		課	考		類	の名	号	体	(ミリ		課	考	
	称			メート						称			メート				
				ル)									ル)				
職	窓口		[[略]	窓口出	営業			職	窓口			[略]	センタ	各セ		
印	出納	略	略		納事務	課_			印	出納	略	略		<u>一</u> 窓口	ンタ		
	印]]							印]			出納事	_		
														務			
	現金		[[略]	[略]	営業				現金			[略]	[略]	各セ		
	取扱	略	略			課_				取扱	略	略			ンタ		



(水道局公文書管理規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局公文書管理規程 (平成14年3月水道管理規程第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
(定義)	(定義)						
第3条 この管理規程において、次の	第3条 この管理規程において、次の						
各号に掲げる用語の意義は、当該各	各号に掲げる用語の意義は、当該各						
号に定めるところによる。	号に定めるところによる。						
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]						
(4) 所管課長 課長及び第2類事業	(4) 所管課長 課長及び第2類事業						
所長(中部センター <u>及び</u> 西部セン	所長(中部センター <u>、</u> 西部センタ						
•							

る者

「略]

所長(東部

センターに

あっては工

事担当課

ターにあってはセンター担当課 長、浄水管理センターにあっては 送水管理担当課長)をいう。 一<u>及び垂水センター</u>にあってはセンター担当課長、浄水管理センターにあっては送水管理担当課長)をいう。

(5)、(6) [略]

(5)、(6) [略]

(水道局公用車運行規程の一部改正)

第3条 神戸市水道局公用車運行規程 (平成31年3月水道管理規程第21号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。							
改正後	改正前						
(公用車の管理者)	(公用車の管理者)						
第2条 [略]	第2条 [略]						
2 管理者は次の表に掲げるものをも	2 管理者は次の表に掲げるものをも						
って充てる。	って充てる。						
課及び事業所 管理者とな	課及び事業所 管理者とな						

課及び事業所	管理者とな	課及び事業所
	る者	
[略]	[略]	[略]
神戸市水道局事業所規	所長 (中部	神戸市水道局事業所規
程に定める第2類事業	センター <u>及</u>	程に定める第2類事業
所	び西部セン	所
	ターにあっ	

	てはセンタ
	一担当課
	長、浄水管
	理センター
	にあっては
	送水管理担
	当課長)
[略]	[略]

3~6 [略]

(事故の報告)

第9条 運転者は、公用車の運行中に 事故が生じた場合は、被害者の救済 その他急施を要する事故処理をした 後、速やかに管理者等に報告しなけ ればならない。また、管理者等は、 事故が発生したときは、<u>営業課長</u>に 報告しなければならない。 長、中部中部上夕上夕上夕上夕上夕上々上へ

3~6 [略]

(事故の報告)

第9条 運転者は、公用車の運行中に 事故が生じた場合は、被害者の救済 その他急施を要する事故処理をした 後、速やかに管理者等に報告しなけ ればならない。また、管理者等は、 事故が発生したときは、<u>お客さまサ</u> ービス課長に報告しなければならな い。

様式第2号中「運転者の所属長(運行管理者)」を「運転者所属の運行管理者」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第6条第4号、第6号関係)

(式第	3号(第6条第	84号、第6号]関係)							公用車管理者	BERS	担当保長	66
			兼 運転日報 (運転:	w m)									
2711	井 月分 目	初早進行削点俠	兼 建転口報(連転:	作用)									
						7							
	Pff	K				_	運転前点検						
	車両番号						①車体の損傷は ②各服明灯火・フ	r d: 10 平 10	②各タイヤ(⑤ブレーキ(③エンジン関係 ⑥ガソリンの量。		
	車 8					1	①オイル・冷却込		371N-0		9車検の期限	MILL	
	# 0					- 8	運転前確認						
	運転担当4	ř					連転削奪却 ①免許証	55.40	②病気過労	の影響等	3アルコールの	確認	
	車検有効期	月四日				7	4 管理者の指示事	Ą	,				
-	T T				70	1	公用車管理者	運転前点検	燃料	100	-ター指針		OBSERVE
В	使用開始時刻	運転者	同乘者	行 先	灌転前確認	₩1	公用単言理名 確認構 ※ 2	進転削皿便 点検結果 ※3	受入(ℓ)	出発前	走行後(km)	走行終了時刻	公用車管理者 承認模
		3			遊転免許証	確認者名							
В					病気過労の影響				120				
_	 		*		アルコールチェック 運転免許証	確認者名	1					-	2
В	(4)				病気過労の影響	16.50 % %							
					アルコールチェック								
					運転免許証	確認者名							
B	1				供気通労の影響 アルコールチェック								
_	_		-		運転免許証	確認者名	1		-		-		
В	:				病気過労の影響	PRISON 61							
			-		運転免許証	理認者名							1
В	:				高気過労の影響 アルコールチェック							000	
_					運転免許証	確認者名	1		2 3				7.
В	0.00				病気過労の影響	1940 N G						120	
					アルコールチェック	8							
					運転免許証	確認者名						60.	
В	B :				病気通労の影響								
			-		アルコールチェック 運転免許証	確認者名	1						
В					病気適労の影響	100 40 40							
					アルコールチェック								
21										走行距離	km		

附則

この管理規程は、令和4年1月1日から施行する。

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月22日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

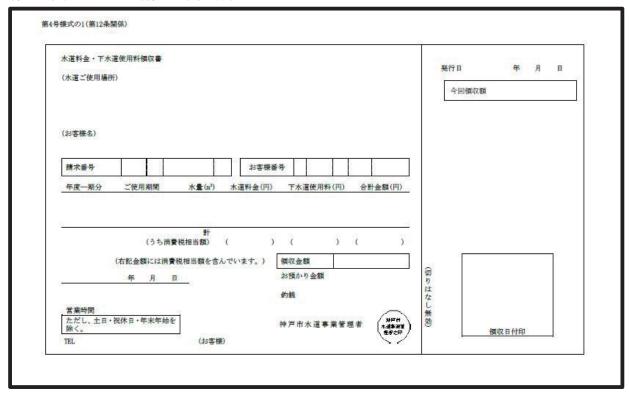
神戸市水道管理規程第16号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

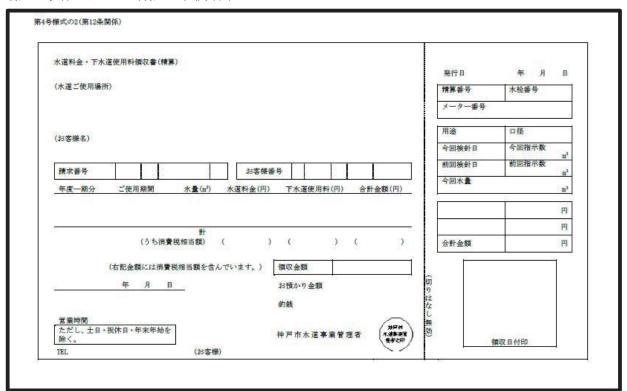
神戸市水道条例施行規程 (昭和39年4月水道管理規程第3号) の一部を次のように改正する。

第4号様式の1、第4号様式の2、第4号様式の3、第4号様式の4及び第9 号様式を次のように改める。

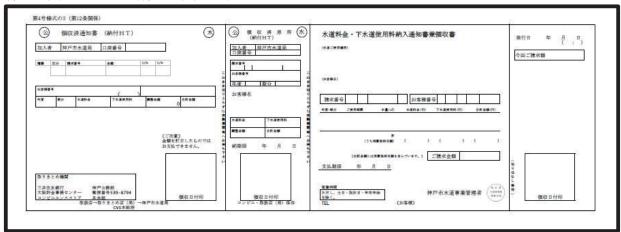
第4号様式の1 (第12条関係)



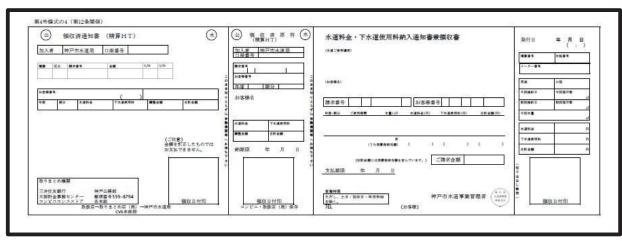
第4号様式の2 (第12条関係)

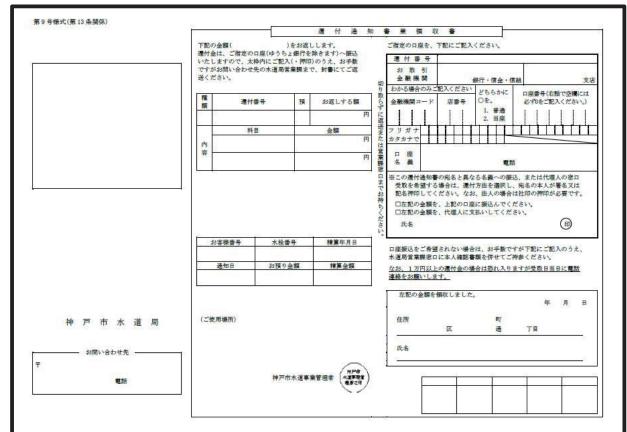


第4号様式の3 (第12条関係)



第4号様式の4 (第12条関係)





第9号様式 (第13条関係)

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和4年1月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この管理規程の施行の際現に存するこの管理規程による改正前の神戸市水道 条例施行規程の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。 神戸市水道局特別給水自動給水カード販売規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月22日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第17号

神戸市水道局特別給水自動給水カード販売規程の一部を改正する規程 神戸市水道局特別給水自動給水カード販売規程(平成6年1月水道管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的)	(目的)

第1条 この規程は、神戸市水道局に おいて<u>販売する</u>特別給水自動給水カード(以下「ウォーターカード」とい う。)について、必要な事項を定める ものとする。

(種類及び販売額)

第3条 ウォーターカードの種類及び 販売額は、次のとおりとする。

種類	<u>販売額</u>
[略]	[略]

第1条 この規程は、神戸市水道局に おいて発売する特別給水自動給水カード(以下「ウォーターカード」とい う。)について、必要な事項を定める ものとする。

(種類及び発売額)

第3条 ウォーターカードの種類及び 発売額は、次のとおりとする。

種類	<u>発売額</u>
[略]	[略]

2 管理者は、特に必要と認めるとき 2 管理者は、特に必要と認めるとき は、前項に規定する種類以外の券を 販売することができる。

(販売方法)

第5条 ウォーターカードは、水道局 営業課で販売する。ただし、管理者 が特に認める場合は、その他の方法 によることができる。

は、前項に規定する種類以外の券を <u>発売する</u>ことができる。

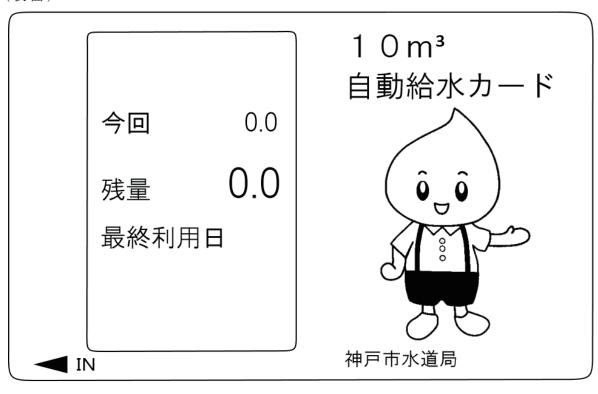
(発売場所)_

第5条 ウォーターカードの発売場所 は、水道局北センターとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

(表面)



(裏面)

- このカードは、北センターに設置している水道水の 自動給水装置で、表示残量まで使用できます。
- 折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけたりしないでください。

一一 神戸市水道局 一一

附則

この管理規程は、令和4年1月1日から施行する。

水道局職員被服貸与規程をここに公布する。

令和3年12月22日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第18号

水道局職員被服貸与規程

水道局職員被服貸与規程 (昭和34年11月神戸市水道管理規程第9号) の全部を 改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、水道局職員が職務に従事する際に着用する被服の貸与に関 し必要な事項を定めるものとする。

(被服の着用)

- 第2条 職員は、被服を着用し職務を遂行するにあたっては、服装及び容儀を端 正にし、職員としての規律と品位を保つように努めなければならない。
- 2 職員は、貸与された被服を公務以外で使用してはならない。

(被服の貸与)

- 第3条 被服は、次の各号に掲げる職務を遂行する職員に貸与する。
 - (1) 作業又は工事の監督、指導、測量、調査その他これに類する業務に直接 従事し、常時現場に出務する職員
 - (2) 水質検査その他衛生上衣服の清潔を必要とする職員
 - (3) 機械その他器具の運転又は操作に従事する職員で必要があると認めるもの
 - (4) 常時屋外において現場作業に従事する職員及び衣服の汚染度又は損耗度 の著しいその他の作業に従事する職員
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職務の遂行にあたり、業務改革担当課長が 特に必要があると認める職員
- 2 貸与する被服の種類及びその貸与期間は、職務の内容及び被服の汚損度に基づいて業務改革担当課長が別に定める。
- 3 被服の貸与期間の満了前に、職員が退職し、死亡し、又は転任その他の事由 により当該被服と同一種類の被服を貸与する職務に勤務しなくなったときは、

当該職員は、貸与を受けた被服を返納しなければならない。ただし、業務改革 担当課長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 4 被服の貸与期間が満了したときは、返納を要しないものとする。
- 5 被服は、毎年度予算の範囲内において、これを貸与するものとする。 (被服の保管義務)
- 第4条 職員は、貸与された被服を、善良な管理者の注意をもって使用し、及び 保管しなければならない。

(処分等の禁止)

- 第5条 職員は、貸与された被服を他に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 職員が、前項の規定に違反して、貸与された被服を他に貸与し、又は譲渡したときは、水道事業管理者は、当該職員に対し懲戒処分をすることができる。 (亡失又はき損の届出)
- 第6条 職員が、被服の貸与期間中において、その全部又は一部を亡失又はき損したときは、速やかにその旨を業務改革担当課長に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において、職員が故意又は重大な過失により、被服を亡失又はき 損したときは、水道事業管理者は、当該職員に対し、貸与期間の残余月数に応 じ、調製価格を基準として賠償させることができる。

(共用の被服)

第7条 所属長は、事務事業の執行上必要があると認めるときは、共用させるための被服を備えることができる。

(所属長による被服の調達)

第8条 所属長は、第3条第2項に規定する業務改革担当課長が定めた被服以外 の被服を調達しようとするときは、業務改革担当課長に報告しなければならな い。

(貸与実態の調査)

第9条 業務改革担当課長は、必要に応じ、貸与された被服の使用状況及び被服 に関する帳簿その他必要な書類を調査し、又は所属長に対して、当該書類の提 出を求めることができる。

(施行細目の委任)

5387	令和4年1月11日	神	戸	市	公	報	第3741号
第10条 こ	の規程の施行に関し	必要	な事項	真は、	業務改	(革担当	課長が定めるものと
する。							
附	則						
この規程	は、令和4年1月1	日かり	ら施行	する。			
,,, <u> </u>			,,	,	,		

神戸市水道局会計規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月28日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第19号

神戸市水道局会計規程等の一部を改正する規程

(水道局会計規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局会計規程 (昭和39年4月水道管理規程第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

分任貯蔵品出納員は、東部センタ

4

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (担任事務) (担任事務) 第4条 [略] 第 4 条 [略] 2 分任金銭出納員は、営業課の担当 2 分任金銭出納員は、中部センタ 課長をもつてあて、過誤納金及び前 ー、西部センター及び垂水センター 受金の還付のため当日の収納金を繰 のセンター担当課長並びに東部セン 替使用することができる。 ター及び北センターの所長をもつて あて、過誤納金及び前受金の還付の ため当日の収納金を繰替使用するこ とができる。 「略] 3 「略] 3

4 分任貯蔵品出納員は、北センター

一、北センター<u>、垂水センター</u>及び 水質試験所の所長、第2類事業所の 担当課長並びに第3類事業所長をも つてあてる。

5~8 [略]

- 9 金銭副出納員は監理担当課長、分 任金銭副出納員は<u>営業課</u>の出納を担 当する担当係長、貯蔵品副出納員は 配水課の事務を担当する担当係長を もつてあてる。
- 10 審査出納員は、主管課長(東部センター、北センター、垂水センター 及び水質試験所の所長を含む。以下同じ。)、担当課長及び第3類事業所長をもってあて、電子情報処理組織を用いて計算のうえ作成された旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等に係る支出負担行為に関する確認に係る事務を行う。

(現金取扱員)

第8条 [略]

- 2 現金取扱員は、管理者が命ずる。 ただし、<u>営業課に所属</u>するすべての 事務職員は、現金取扱員とする。
- 3 「略]

(所属)

第101条 2以上の課若しくは事業所に関係のある固定資産又は所属が不

及び水質試験所の所長、第2類事業 所の担当課長<u>(お客さま担当課長を</u> 除く。)並びに第3類事業所長をも つてあてる。

5~8 [略]

- 9 金銭副出納員は監理担当課長、分任金銭副出納員はセンターの出納を担当する担当係長、貯蔵品副出納員は配水課の事務を担当する担当係長をもつてあてる。
- 10 審査出納員は、主管課長(東部センター、北センター及び水質試験所の所長を含む。以下同じ。)、担当課長及び第3類事業所長をもってあて、電子情報処理組織を用いて計算のうえ作成された旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等に係る支出負担行為に関する確認に係る事務を行う。

(現金取扱員)

第8条 [略]

- 2 現金取扱員は、管理者が命ずる。 ただし、センターに勤務するすべて の事務職員は、現金取扱員とする。
- 3 「略]

(所属)

第101条 2以上の課若しくは事業所に関係のある固定資産又は所属が不

明な固定資産は、関係課長(東部センター、北センター<u>、垂水センター</u> 及び水質試験所の所長並びに第3類 事業所長を含む。以下同じ。)及び 経営企画課長に合議のうえ、その所 属を定める。 明な固定資産は、関係課長(東部センター、北センター及び水質試験所の所長並びに第3類事業所長を含む。以下同じ。)及び経営企画課長に合議のうえ、その所属を定める。

2 [略]

2 [略]

(水道局会計規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局会計規程の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改 正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号にお いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

第2条による改正前

(<u>指定納付受託者</u>による納付による 収納)

第46条の2 管理者は、自治法第231 条の2の3第1項の規定により管理 者が指定した者(以下「指定納付受 託者」という。)が総務省令で定め るところにより、歳入等を納付しよ うとする者の委託を受けたときは、 当該指定納付受託者による納付の方

法により金銭を収納することができ

(<u>指定代理納付者</u>による納付による 収納)

第46条の2 管理者は、<u>納入義務者からの申出を承認したときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により管理者が指定した者(以下「指定代理納付者」という。)</u>による納付の方法により金銭を収納することができる。

る。

- 2 前項の規定により収納するとき は、当該<u>指定納付受託者</u>に納入通知 書に記載すべき事項を記録した電磁 的記録を送信することにより、納入 義務者に納入の通知をしたものとみ なす。
- 3 主管課長、担当課長又は第3類事業所長は、<u>指定納付受託者</u>を指定しようとするときは、金銭出納員に協議しなければならない。
- 4 管理者は、<u>指定納付受託者</u>を指定 したときは、その旨を告示するもの とする。

- 2 前項の規定により収納するとき は、当該<u>指定代理納付者</u>に納入通知 書に記載すべき事項を記録した電磁 的記録を送信することにより、納入 義務者に納入の通知をしたものとみ なす。
- 3 主管課長、担当課長又は第3類事業所長は、<u>指定代理納付者</u>を指定しようとするときは、金銭出納員に協議しなければならない。
- 4 管理者は、<u>指定代理納付者</u>を指定 したときは、その旨を告示するもの とする。

(水道局徴収事務委託規程の一部改正)

第3条 神戸市水道局徴収事務委託規程(平成19年6月水道管理規程第2号)の 一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(領巾	又印)	(領収印)	
第 6 条	受託者が領収書を発行する場	第 6 条	受託者が領収書を発行する場

合は、様式第1号に定める領収印を 押印しなければならない。

(料金の払込み)

第7条 受託者は、受領した料金等を 善良な管理者の注意をもって保管するとともに、受領した翌営業日まで に出納取扱金融機関若しくは収納取 扱金融機関又は分任金銭出納員に払 い込まなければならない。 合は、様式第1号<u>又は第2号</u>に定める領収印を押印しなければならない。

(料金の払込み)

第7条 受託者は、受領した料金等を 善良な管理者の注意をもって保管するとともに、受領した翌営業日まで に出納取扱金融機関若しくは収納取 扱金融機関又は<u>所管センターの</u>分任 金銭出納員に払い込まなければなら ない。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を様式第2号とする。

(水道局物品会計規程の一部改正)

第4条 神戸市水道局物品会計規程 (平成29年3月水道管理規程第12号) の一部 を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1 (第3条、第4条関係)	別表第1 (第3条、第4条関係)
物品出納 物品管理者と	物品出納 物品出納 物品管理者と
員、物品管員及び物 なるべき者	員、物品管員及び物 なるべき者

理者及び物	品管理員	
品管理員を	となるべ	
置く場所	き者	
[略]	[略]	[略]
第2類の事	[略]	担当課長(東
業所		部センター、
		北センター <u>、</u>
		垂水センター
		及び水質試験
		所の所長を含
		む。)
[略]	[略]	[略]

1	I	I
理者及び物	品管理員	
品管理員を	となるべ	
置く場所	き者	
[略]	[略]	[略]
第2類の事	[略]	担当課長(東
業所		部センター、
		北センター及
		び水質試験所
		の所長を含
		む。)
[略]	[略]	[略]

(水道事業手許現金取扱規程の一部改正)

第5条 水道事業手許現金取扱規程(昭和35年4月水道管理規程第1号)の一部 を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保管)	(保管)
第2条 釣銭用現金は、営業課の担当	第2条 釣銭用現金は、中部センタ
<u>課長</u> が交付を受け、それぞれ保管す	<u>ー、西部センター及び垂水センター</u>

るものとする。

(請求及び返納)

第3条 <u>営業課の担当課長</u>は、前条に 定める現金の交付を受けようとする ときは、金銭出納員(以下「出納 員」という。)に請求しなければな らない。

2 「略]

(交付金額)

- 第4条 <u>営業課の担当課長</u>に交付する 釣銭用現金は、次の通りとする。
 - (1) <u>営業課の担当課長</u>の使用に供するために交付する金額 300,000円以下
 - (2) 営業課の担当課長が指定する職員1人につき交付する金額 20,000円以下
- 2 <u>営業課の担当課長</u>が特に必要と認 めるときは、前項第1号の金額から その一部を同項第2号の職員に交付 することができる。

(交付及び回収)

第6条 営業課の担当課長は、釣銭用

のセンター担当課長(以下「センター担当課長」という。)並びに東部センター及び北センターの所長(以下「所長」という。)が交付を受け、それぞれ保管するものとする。(請求及び返納)

第3条 センター担当課長及び所長 (以下「センター担当課長等」とい う。) は、前条に定める現金の交付 を受けようとするときは、金銭出納 員(以下「出納員」という。) に請 求しなければならない。

2 「略]

(交付金額)

- 第4条 <u>センター担当課長等</u>に交付す る釣銭用現金は、次の通りとする。
 - (1) <u>センター担当課長等</u>の使用に供 するために交付する金額 300,000 円以下
 - (2) センター担当課長等が指定する 職員1人につき交付する金額 35, 000円以下
- 2 <u>センター担当課長等</u>が特に必要と 認めるときは、前項第1号の金額か らその一部を同項第2号の職員に交 付することができる。

(交付及び回収)

第6条 センター担当課長等は、釣銭

現金を徴収開始のとき第4条第1項 第2号の職員に交付し、徴収終了の とき回収する。

(経理)

第7条 <u>営業課の担当課長</u>は、釣銭用 現金整理簿を備え、つねに現金の運 用状況を明らかにしなければならな い。

2 [略]

(保管)

第8条 小口現金は、東部センター、 北センター及び垂水センターの所長 並びに中部センター及び西部センタ 一のセンター担当課長(以下「セン ター所長等」という。)並びに経営 企画課長が、出納員に請求して交付 を受け、必要がなくなつたときは返 納する。

(交付金額)

第 9 条 [略]

2 <u>センター所長等</u>に交付する小口現 金は、200,000円以下とする。

(小口現金による支払)

第11条 課長(東部センター、北センター、<u>垂水センター</u>及び水質試験所の所長を含む。)、担当課長及び第 3類事業所長(以下「課長等」という。)は、支払伝票を作成し、経営 用現金を徴収開始のとき第4条第1 項第2号の職員に交付し、徴収終了 のとき回収する。

(経理)

第7条 <u>センター担当課長等</u>は、釣銭 用現金整理簿を備え、つねに現金の 運用状況を明らかにしなければなら ない。

2 [略]

(保管)

第8条 小口現金は、<u>経営企画課長及びセンター担当課長等</u>が、出納員に 請求して交付を受け、必要がなくな つたときは返納する。

(交付金額)

第9条 「略]

2 <u>センター担当課長等</u>に交付する小 口現金は、200,000円以下とする。

(小口現金による支払)

第11条 課長(東部センター、北センター及び水質試験所の所長を含む。)、担当課長及び第3類事業所長(以下「課長等」という。)は、支払伝票を作成し、経営企画課長に

企画課長にこれを提出して現金の交付を受け、支払に当てるものとする。ただし、センター所長等は、支払伝票を作成して、直ちに、自ら保管する小口現金をもつて支払うことができる。

2、3 [略]

(補充)

第12条 経営企画課長及びセンター所 長等は、前条の支払伝票及び領収書 に基づいて、経営企画課長の保管す る小口現金については経営企画課長 が、センター所長等の保管する小口 現金についてはセンター所長等が、 それぞれ戻し入れ補充する。

(経理)

- 第13条 経営企画課長及びセンター所 長等は、毎月5日までに前月中に取 り扱つた小口現金の受払につき、小 口現金受払状況報告書により、出納 員を経て管理者に報告する。
- 2 経営企画課長及び<u>センター所長等</u>は、小口現金出納簿を備え、つねに 小口現金の運用状況を明らかにしな ければならない。

これを提出して現金の交付を受け、 支払に当てるものとする。ただし、 センター担当課長等は、支払伝票を 作成して、直ちに、自ら保管する小 口現金をもつて支払うことができ る。

2、3 [略]

(補充)

第12条 経営企画課長及びセンター担 当課長等は、前条の支払伝票及び領収書に基づいて、経営企画課長の保管する小口現金については経営企画課長が、センター担当課長等の保管する小口現金についてはセンター担当課長等が、それぞれ戻し入れ補充する。

(経理)

- 第13条 経営企画課長及びセンター担 当課長等は、毎月5日までに前月中 に取り扱つた小口現金の受払につ き、小口現金受払状況報告書によ り、出納員を経て管理者に報告す る。
- 2 経営企画課長及びセンター担当課 長等は、小口現金出納簿を備え、つ ねに小口現金の運用状況を明らかに しなければならない。

(水道局契約事務取扱規程の一部改正)

第6条 神戸市水道局契約事務取扱規程 (昭和40年5月水道管理規程第5号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(契約要求のための準備)

第4条 契約要求課長(経営企画課に 対し契約要求手続きを行う課長(東 部センター、北センター、垂水セン ター及び水質試験所の所長を含 む。)及び担当課長。以下「要求課 長」という。)は、契約要求を行う 場合においては事前調査を行い、契 約内容の変更を生ぜしめないよう努 めなければならない。

(物品検収員)

第47条の2 物品検収員は、検査ごとに各課長(東部センター、北センター、北センター及び水質試験所の所長を含む。)、担当課長又は第3類事業所長が所属職員のうちより指定するものとする。

改正前

(契約要求のための準備)

第4条 契約要求課長(経営企画課に 対し契約要求手続きを行う課長(東 部センター、北センター及び水質試 験所の所長を含む。)及び担当課 長。以下「要求課長」という。) は、契約要求を行う場合においては 事前調査を行い、契約内容の変更を 生ぜしめないよう努めなければなら ない。

(物品検収員)

第47条の2 物品検収員は、検査ごとに各課長(東部センター、北センター及び水質試験所の所長を含む。)、 担当課長又は第3類事業所長が所属職員のうちより指定するものとする。 附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年1月4日(以下「第2条施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 第2条施行日において現に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律 第7号)第6条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第23 1条の2第6項の規定による指定を受けている者に対するこの規程による改正 前の神戸市水道局会計規程の規定の適用については、令和5年3月31日までの 間は、なお従前の例による。

交 通 局

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 3 年12月28日

交通事業管理者 城南雅 一

神戸市交通管理規程第8号

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する 規程

(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40年1月交 規程第24号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(通用期間)	(通用期間)
第16条 [略]	第16条 [略]
(定期券の発売媒体)	
第16条の2 定期券の発売媒体は、IC	
証票乗車券とする。ただし、発行の	
都合上、IC証票乗車券での発行が困	
難な場合には磁気券又は紙券で発売	
<u>する。</u>	
第18条の3 [略]	第18条の3 [略]

(実習用通学定期券の発売)_

- 第18条の4 実習用の通学定期券は、 次の各号の一に該当し、かつ、第4 号を除き、その実習が学習単位の習 得に必要となる場合で、指定学校の 代表者が管理者の承諾を受けたとき に発売する。この場合、乗客からは 指定学校の代表者において欄外左方 上部に「実習」と赤書きした通学定 期券購入申込書を提出させるものと する。
 - (1) 指定学校の学生生徒が在籍する学校の運動場、工作場、農場又は実習場に通う場合
 - (2) 指定学校の学生生徒が教育実習 のため、指定学校の代表者が指定 した他の指定学校等に通う場合
 - (3) 高等学校衛生看護科の生徒が、 その在籍する指定学校の代表者が 指定した実習病院に通う場合
 - (4) 部活動のため、指定学校のうち 中学校、高等学校に在籍する生徒 が、その在籍する指定学校の代表 者が指定した場所に通う場合
 - (5) 学校教育法(昭和22年法律第26 号)に規定する小学校、中学校、 義務教育学校、中等教育学校の前 期課程、特別支援学校の小学部若

しくは中学部、又は高等学校(中 等教育学校の後期課程を含む)の 不登校児童生徒が、相談・指導を 受けるため、学校外の公的機関や 民間施設に通う場合。ただし、在 籍校の校長より、当該相談・指導 を受けた日数を指導要録上の出席 扱いとすることができるとの判断 を受けている場合に限る。

2 その他、管理者が特に必要と認め る場合には、実習用の通学定期券を 発売する。

様式第6~10号を次のように改める。

様式第6号

普通区通勤定期券

(1) 大人用



(2) 小児用



様式第7号

普通区通学定期券

(1)大人用

(2) 小児用





様式第8号

昼間割引定期券



様式第9号

近郊区通勤定期券

(1)大人用





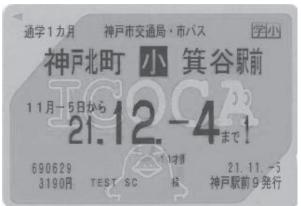
様式第10号

近郊区通学定期券

(1)大人用



(2) 小児用





(神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程 (昭和52年3月交規程第51号) の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(乗車券の種類及び料金等)	(乗車券の種類及び料金等)
第3条 [略]	第3条 [略]
(定期券の発行媒体)	
第3条の2 定期券の発行媒体は、IC	
証票乗車券又は磁気券とする。	
(通学定期券の発行)	(通学定期券の発行)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 前項の規定にかかわらず、条例	2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育</u>
第4条に規定する6歳未満の小児	基本法第17条に定める学齢に達し
については、指定学校に在籍しな	<u>ない者</u> については、指定学校に在
い者についても通学定期券を発行	籍しない者についても通学定期券

(神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部改正) 第3条 神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程(平成14年

を発行することができる。

6月交規程第6号)の一部を次のように改正する。

することができる。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(乗車券の種類及び連絡の形態)	(乗車券の種類及び連絡の形態)
第 2 条 [略]	第2条 [略]
(定期券の発売媒体)	

第2条の2 定期券の発売媒体は、IC

証票乗車券又は磁気券とする。

(神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程の一部改正)

第4条 神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程(平成18年9月交規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」とい う。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(紛失再発行)

第32条 IC証票定期券の記名人が当該 IC証票定期券を紛失した場合で、管 理者が別に定める申込書を、定期券 発売所に提出したときは、次の各号 の条件を全て満たす場合に限って紛 失したIC証票定期券の定期券の機能を<u>磁気券</u>(以下「磁気定期券」という。)により再発行する。

(紛失再発行)

改正前

第32条 IC証票定期券の記名人が当該 IC証票定期券を紛失した場合で、管理者が別に定める申込書を、定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を全て満たす場合に限って総 失したIC証票定期券の定期券の機能を乗合自動車乗車料規程第9条第6号から同条第10号又は高速鉄道乗車料規程第14条第8号から同条第11号に規定する様式(以下「磁気定期券」という。)により再発行する。(1)~(3)[略]

 $(1) \sim (3)$ 「略]

2、3 [略]

2、3 [略]

別表第5 (第26条関係) 発売しない IC証票定期券

乗合自動車乗車料規程第7 (ア) 条第1項第3号及び高速道 [略] 乗車料規程第3条第1項第3 (イ) 号に定める定期券のうち [略] 右に掲げるもの

乗合自動車乗車料規程第18条の2及 び高速鉄道乗車料規程第6条に定め る定期券の一括発売(同時に発売す るICOCAを媒体とするものを除く)

連絡運輸規程第2条第3号 (ア) に定める定期券のうち右 [略] に掲げるもの

神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程 取扱細則(昭和52年3月4日高速鉄道 部長決定)第10条及び乗合自動車乗 車料規程第18条の4に定める実習用 通学定期券 別表第5 (第26条関係) 発売しない IC証票定期券

乗合自動車乗車料規程第7 (ア) 条第1項第3号及び高速鉄 [略] 道乗車料規程第3条第1項 (イ) 第3号に定める定期券のう [略] ち右に掲げるもの

乗合自動車規程第18条の2及び高速 鉄道乗車料規程第6条に定める定期 券の一括発売(同時に発売する ICOCAを媒体とするものを除く)

連絡運輸規程第2条第3号 (ア) に定める定期券のうち右 [略] に掲げるもの

神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程取扱細則(昭和52年3月4日高速 鉄道部長決定)第10条に定める実 習用通学定期券

附則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

神戸市交通告示第3号

地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速 鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行 令(昭和27年政令第403号) 第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和3年12月17日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

委 託 者	委託業務	委託期間
東京都品川区大崎1丁目11番2号	会費徴収業務	令和3年3月1日から令和4年
株式会社ローソンエンタテインメント		2月28日まで
取締役常務執行役員		
エンタメコンテンツグループ		
グループ統括 盛谷 尚也		
大阪市北区西天満4丁目8番17号	商品販売業務	令和3年5月6日から令和4年
グローリーサービス株式会社		5月5日まで
代表取締役社長 田中 英登		
東大阪市菱江2丁目4番10号	商品販売業務	令和3年4月1日から令和4年
Sanyo トラフィコ株式会社		3月31日まで
代表取締役 森園 昌弘		
神戸市垂水区霞ヶ丘3丁目1番47号	商品販売業務	
幻視工房 代表 中野 雄基		
大阪府大阪市西区西本町3丁目1番14号	商品販売業務	
松屋レジデンス1階		
有限会社レールクラフト		
代表取締役 松谷 直樹		
大阪市福島区鷺洲1丁目9番2号	商品販売業務	
株式会社阪神コンテンツリンク		
常務取締役 橋場 浩		
神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号	商品販売業務	
山陽電気鉄道株式会社		
代表取締役社長 上門 一裕		
神戸市中央区日暮通6丁目4番15号	商品販売業務	令和3年4月1日から令和3年
サンパレス北浦305号室		12月31日まで
エヌアールエヌアール株式会社		
代表取締役 永瀬 良輔		
神戸市兵庫区御崎町1丁目5番2号	商品販売業務	
豆醍珈琲 上田 善大		

教育委員会

神戸市教育委員会公用自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年12月24日

神戸市教育委員会 教育長 長田 淳

神戸市教育長訓令甲第1号

神戸市教育委員会公用自動車管理規程の一部を改正する訓令

神戸市教育委員会公用自動車管理規程(昭和48年5月教育長訓令甲第2号)の 一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公用車の管理者)	(公用車の管理者)
第 2 条 [略]	第 2 条 [略]
2,3 [略]	2,3 [略]
4 管理者は、前項の事務を処理す	
るにあたり、その管理の対象とな	
る公用車について,公用車管理簿	
を作成しなければならない。	
5 [略]	<u>4</u> [略]
(公用車の運行管理者)	(公用車の運行管理者)
第 3 条 [略]	第 3 条 [略]

2,3 [略]

4 <u>前条第5項</u>の規定は,運行管理 者について準用する。

(運転者)

第 5 条 [略]

2 「略]

- 3 運転職員は、公用車を運転しようとする場合(次項に規定する場合を除く。)は、管理者の承認を得なければならない。
- 4 運転職員は、借受等公用車を運転しようとする場合は、別に定める公用車一時使用承認簿により、 管理者及び運行管理者の承認を得なければならない。

(公用車の管理等)

第6条 管理者及び運行管理者は, 公用車の管理及び運行に関して, 次に掲げる事務を行う。

2,3 [略]

4 <u>前条第4項</u>の規定は,運行管理 者について準用する。

(運転者)

第 5 条 [略]

2 「略]

- 3 管理者(公用車借受課等にあつ では、運行管理者)は、第1項第 2号の規定により運転職員を指定 した場合は、別に定める運転職員 の指定等通知書により教育長に報 告しなければならない。指定を変 更し、又は取り消した場合も同様 とする。
- 4 運転職員は、公用車を運転しようとする場合(次項に規定する場合を除く。)は、別に定める公用自動車使用承認簿により、管理者の承認を得なければならない。
- 5 運転職員は、借受等公用車を運転しようとする場合は、別に定める公用自動車一時使用承認簿により管理者及び運行管理者の承認を得なければならない。

(公用車の管理等)

第6条 管理者及び運行管理者は, 公用車の管理及び運行に関して, 次に掲げる事務を行う。

- (1),(2) [略]
- (3) 管理者は、毎会計年度開始時 及び保有する公用車に異動が生 じたときには、第2条第4項の公 用車管理簿を遅滞なく更新する こと。
- (4) [略]
- (5) [略]

(運転者の遵守事項)

- 第7条 運転者は、次に掲げる事項 を遵守しなければならない。
 - (1) [略]
 - (2) 運転手及び特例運転手にあつては当日の用務の開始前に,運転職員にあつては運転の開始前に,運転職員にあつては運転の開始前に, 運転日報の項目に従い,自ら乗務する公用車について,点検を必ず行うこと。
 - $(3) \sim (5)$ [略]
 - (6) 運転手及び特例運転手にあつ ては当日の用務の終了後に,運転 職員にあつては運転の終了後に 運転日報により,運転状況を管理 者(借受等公用車にあつては,運 行管理者) に報告すること。

(1),(2) [略]

- (3) [略]
- (4<u>)</u> [略]

(運転者の遵守事項)

- 第7条 運転者は、次に掲げる事項 を遵守しなければならない。
 - (1) [略]
- (2) 運転手及び特例運転手にあつては当日の用務の開始前に<u>別に</u>定める運転日報(自動車運転手用)の項目に従い,運転職員にあっては運転の開始前に<u>別に定める運転日報(運転職員用)</u>の項目に従い,自ら乗務する公用車について,点検を必ず行うこと。
 - $(3) \sim (5)$ [略]
 - (6) 運転手及び特例運転手にあつては,当日の用務の終了後に運転 日報(自動車運転手用)により, 運転職員にあつては,運転の終了 後に運転日報(運転職員用)により,運転状況を管理者(借受等公 用車にあつては,運行管理者)に

(7),(8) [略]

(様式)

第11条 この規程に定める様式は別表のとおりとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、別表に定める各様式における記載事項を損なわない範囲において、管理者が別に定める様式に替えることができる。

第12条 [略]

別表 (第11条関係)

様式	様式名	関係条文
第1号	公用車管	第2条第4項
	理簿	第6条第3号
第 2 号	公用車一	第5条第4項
	時使用承	
	認簿	
第 3 号	運転日報	第7条第2号
		第7条第6号

報告すること。

(7),(8) [略]

第11条 [略]

附則の次に次の3様式を加える。

$\overline{}$
`
$\overline{}$
七
机7,
禁
$\overline{}$
ИШЬ
嬹
⊞
H-\
删
1
Щ
Щ.
11
\tilde{Z}
1

作成年月日:	車両番号 取得年月 経過年月 取得方法 走行距離 車両点検 駐車場所 駐車場所 ドライブレコーダー 任意保険 (価格) (価格) (価格) (価格) (価格) (価格) (価格) (価格) (一級金田) (一級金田)										当該所属が保有するすべての公用車(規程の対象となるものに限る。)を記載すること。 記載にあたっては、実際の車両や車検証、整備記録等を確認するなど、記載内容に誤りがないよう留意すること。 車検の受験年月には、特に留意すること。車検予定の車両については、あらかじめ検査日程を定めて年間運行計画を策定すること。 万が一、検査切れとなった車両があった場合は、ただちに当該車両の運行を停止するとともに、関係機関への報告等必要な措置を講じること。
	取得年月										当該所属が保有するすべての公用車(規程の対象となるものに限る。) 記載にあたっては、実際の車両や車検証、整備記録等を確認するなど、 車検の受験年月には、特に留意すること。車検予定の車両については、 万が一、検査切れとなった車両があった場合は、ただちに当該車両の運 10台以上の車両を保有している場合は、必要台数に応じて本シートを
所属:	番号	1	23	33	4	വ	9	2	 6	10	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *

	返却日																							き1部作成すること。
	行先・用務																							※承認簿は公用車1台につき1部作成すること。
車両所有の所属: ナンバープレート:	同乗者名																							
	使用予定時間	開始	終了	一時使用(借上)車両所有の所属に連絡し予約する。 承認簿に必要事項を記入の上、運転者の所属長(運行管理者)の承認を得る。																				
	使用予定日																							連絡し予約する。 皆の所属長(運行管理
(様式2)	運転職員名																							一時使用(借上)車両所有の所属に連絡し予約する。 承認簿に必要事項を記入の上、運転者の所属長(運行管理者)の承認を得る。
〇公用車一時使用承認簿(様式2)	運行管理者 承認日																							※1 一時使用(借」※2 承認簿に必要事
)公用車一時	留 埋 點 田田																							【手続方法等】

		4	7#								点検者名							
		# #									ウインドウオツシヤ・ワイパー							
		Ħ									各照明灯火· 方向指示器							
		- L - C - A - C - L - C - C - C - C - C - C - C - C - C - C	- 1								バッデリーの液量							
		ŧ	ب								ガゾン, オイ ル, 冷却水の 漏れ							
~		Į								析	ブレーキの効き 具合							
以井		1,	11							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	エンジンの調子 (異音・振動 等)							
П	公用車保有課	▦	Щ	≺							9イヤ (摩耗・ 亀裂・空気圧 等)							
	-	# #	_	a)						給油量 合 計	車体の損傷							17
杠				E						Æ	回数	П	2	3	4	2	9	<u>調</u> 2い(発2)
			差引	Ē							公公		 一	温低	極			と 車保有課等[2と
則		行距離	走行後	₹						走行距離 合計) 確認者名 頁 *3							を記入するこ ついては、用! 言等) が行う;
	ナンバープレート	型		Ē						分	管理者の指示事項							区間や金額等 給油量」欄に (係長級職)
	т Т	_		Ŕ						$\ \ \ $	アルコール 確認							合は、その 行距離」、「 は準ずる者 皆が行うこと
	A	時間		Æ						時間	疾病・疲労 の状況等							※1 ETCや通行券の利用がある場合は、その区間や金額等を記入すること※2 「1日の使用時間」、「1日の走行距離」、「給油量」欄については、用車保有課等において記入すること※3 運行前確認は公用車管理者又は準ずる者(係長級職員等)が行うこと※4 運行前点検は運転者又は同乗者が行うこと
	年	使用		t t						時間	免許証							T C や通行券 1 日の使用時間 行前確認は公 行前点検は運
(本式)			から	堂	<u> </u>					使用時間 合 計	回数		7	3	4	72	9	※※※ 1 2 2 3 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
下	日中	0	数	H	2	3	4	2	9	% %			運行	記 確	Rá	1	1	1

			- 1 - / - /		, ,	-,	100	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	R (-)	則							
	1411	X1							
	~	\ 1+	△和 4 年	1 日 1 日	コムと伝え	テナフ			
1		口は、	令和4年	. 1 月 1 日	1 1 り 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	190.			
1									

選挙管理委員会

神戸市選告示第24号

神戸市選挙管理委員会委員長 向井 道尋より、令和3年12月31日付をもって委員長の職を辞する旨の申出があったので、神戸市選挙管理委員会規程(昭和51年8月1日 神戸市選告示第1号)第2条第2項の規定による委員長の選挙を行った結果、令和4年1月1日付で次の者を委員長に選任した。

令和4年1月11日

神戸市選挙管理委員会 委員長 岩 田 嘉 晃

住 所 神戸市西区伊川谷町潤和1361番地の1

氏 名 岩田 嘉晃

そ の 他

神戸市道路公社公告第119号

総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年12月27日

神戸市道路公社 理事長 名 倉 重 晴

1 入札に付する事項

委託名	令和4・5・6年度有料道路維持管理業務
業務概要	有料道路維持管理業務(詳細は「特記仕様書」のとおり)
履行場所	神戸市中央区・兵庫区・北区・灘区
履行期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2 入札担当課

〒651-1243 神戸市北区山田町下谷上字池ノ内 6 番地の 1 神戸市道路公社 西館 神戸市道路公社総務企画部総務課総務係 (電話:078-583-0234 FAX:078-583-3845)

- 3 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる条件をすべて満たしていること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の各号に定めるところに該当しない者であること。
 - (2) 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格(工事請負または物品等)を有すること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく 更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
 - (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていない

こと。

4 共同企業体による入札参加

複数の事業者の連合体(共同企業体)としての入札参加も可能とします。共同企業体の結成方法は、4の(1)から(5)の条件を満たす2者又は3者による自主結成とし、共同企業体協定書を締結し、かつ、次に掲げる要件を全て満たすことを要します。共同企業体による入札参加の場合は、代表事業者を1者決め、本公社との連絡は、代表事業者と行うこととします。

- (1) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。
 - ① 2者の場合 30%以上
 - ② 3者の場合 20%以上
- (2) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。
- (3) 構成員は、他の共同企業体の構成員以外で構成すること、また、当該構成員は単独でこの入札に参加していないこと。
- 5 総合評価に関する事項
 - (1) 入札価格に対する得点(以下「価格点」という。)及び技術等に対する得点(以下「技術点」という。)の算定方法等は、入札説明書による。
 - (2) 総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値(以下「総合評価点」という。)をもって行う。
- 6 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧および貸与については、入札説明書による。

7 入札に参加する者に必要な資格の申請書の提出期間及び提出場所

	令和3年12月27日(月)から令和4年1月21日(金)
	持参又は郵送での提出とする。
111 日4	持参により提出する場合は、受付期間の土曜、日曜、祝日を除く午前9時か
提出期間	ら正午、午後1時から午後5時に提出すること。
	郵送による場合は、配達の記録が残る方法で提出すること。また、受付期間
	の最終日の午後5時までに必着のこと。
提出場所	2の入札担当課

8 入札の日時及び入札に必要な書類提出の方法

日	時	令和4年2月9日(水)から2月10日(木)まで
	时	(午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで)
提出	出場所	2の入札担当課
		(1) 持参して行うこととし、郵送及び電送 (ファックス、電子メール等) によ
方	法	るものは認めない。
//	伍	(2) 入札に必要な書類(以下「入札書等」という。)の作成要領他詳細につい
		ては、入札説明書による。

9 開札予定日時及び方法

日 時	令和4年2月28日(月)午後2時(予定) (入札参加者に対して別途通知する。)
場所	神戸市道路公社 西館 大会議室
方 法	(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札する。開札は、入札者又はその代理人1名を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。 (2) 提出した入札書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した評価項目算定資料は、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 契約予定者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価点の最も高い者を契約予定者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を契約予定者とする。 この場合において、技術点及び価格点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価 格が低い方を契約予定者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより契約予定者を定 めるものとする。(くじの日時及び場所については、別途指示する。)
- 11 入札保証金

神戸市道路公社会計規程第74条第4項第2号の規定により免除する。

- 12 入札の無効
 - (1) 神戸市道路公社会計規程第75条の2各号に該当するとき。
 - (2) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
 - (3) 8の方法によらないで提出された入札書等(期限までに到達しなかった場合を含む。)は、これを無効とする。
 - (4) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を契約予定者としていた場合には次点の者を契約予定者とする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、契約予定者決定の時において4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
 - (5) 評価項目算定資料の提出がない場合 ((4)の規定により無効となった場合を含む。) は、 当該入札を無効とする。

13 その他

(1) 予定価格

721,693,503円 (消費税相当額を除く。)

(2) 契約保証

契約保証金の額は、契約金額の100分の3とする。

ただし、神戸市債若しくは国債の提供、又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証を付したときは、契約保証金に代えることができる。また、神戸市道路公社を受取人とした履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付は免除する。